

第五十八回
国会

参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和四十三年三月二十九日(金曜日)
午前十時四十八分開会

委員の異動

三月十五日

伊藤 五郎君

補欠選任
森田 タマ君

三月二十八日

伊藤 五郎君

補欠選任
奥村 悦造君

三月二十九日

高橋文五郎君

補欠選任
菅野 儀作君

仲原 善一君

佐藤 隆君

奥村 悦造君

船田 讓君

出席者は左のとおり。

委員長

津島 文治君

理事

船田 讓君

吉武 恵市君

鈴木 壽君

原田 立君

小柳 牧衛君

佐藤 隆君

菅野 儀作君

林田修紀夫君

八木 一郎君

占部 秀男君

松澤 兼人君

衆議院議員

修正案提出者

大石 八治君

政府委員

自治政務次官

細田 吉蔵君

自治省税務局長 松島 五郎君

常任委員会専門員

鈴木 武君

説明員

自治省税務局府
県税課長

森岡 敏君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(津島文治君)

ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、奥村悦造君、高橋文五郎君、仲原善一君が辞任され、船田讓君、菅野儀作君、佐藤隆君がそれぞれ選任されました。

○委員長(津島文治君) 理事の補欠互選についておはかりいたします。

三月二十八日の委員の異動に伴い、理事が欠員を生じたので、この際、その補欠互選を行なうと存じます。

互選の方法は省略いたしましたので、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、さように取り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津島文治君) 御異議ないと認めます。それでは、委員長から、船田讓君を理事に指名いたします。

○委員長(津島文治君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は衆議院において修正議決されており

ますので、衆議院の修正部分について説明をお願いします。

○衆議院議員(大石八治君) ただいま議題に供せられております地方税法の一部を改正する法律案に對しまして、衆議院における修正の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

修正の第一は、市町村の固定資産税の税率に關し、自治大臣に届け出を要する場合について、政府原案に定めるものよりも、その届け出を要する場合をさらに限定することとし、その運用について一そうの慎重を期することとするものであります。

この点は、一・七の税率をこえる場合に自治大臣に届け出を要することになっておりますが、その場合の届け出を要するものは、その市町村で一の納税者がその市町村の固定資産税の総額の三分の二をこえる市町村に限定をしておりましたが、さらにその点を制約したいという考え方でございます。

第二は、国民健康保険税の仮徴収につきまして、前年度の国民健康保険税の額を当該年度の納期の数で除して得たその額、つまり平均額の範囲内で徴収することとなっておりました従来の制度に加えて、前年度の国民健康保険税の額のうち最後の納期にかかる額の範囲内で徴収することもできるようにいたしました。納税者の負担の変動の緩和と市町村の事務処理の簡素化をはかろうとするものであります。

以上が衆議院で行なわれました修正の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ御賛成を賜りますようお願いいたします。

○委員長(津島文治君) 次に、補足説明をお願いします。

○政府委員(松島五郎君) 補足説明を申し上げます。

ます。お手元にお配りいたしてございます「地方税法の一部を改正する法律案関係資料」中、新旧対照表によって御説明をさせていただきます。

新旧対照表の五ページでございますが、第十五条の四の二の改正規定でございます。第十五条の四の二の改正規定は、税制調査会の簡素化部会の答申に基づきまして、税制簡素化の見地から、分割法人にかかります住民税事業税につきまして、修正申告等が行なわれました場合、その税額が僅少のものでありますときは、次の納期に合わせ、納付することができるといたしまして、その間、徴収猶与することができるという規定でございます。

次は一〇ページでございます。第二十条の四の二の改正規定は、端数計算の簡素化に関するものでございます。従来、地方税の計算をいたします場合に、課税標準額に百円未満の端数またはその全額が百円未満でありまして、これを切り捨てることといたしておりましたが、今回、税制簡素化の見地から、課税標準の端数を千円未満またはその全額が千円未満であるときに、すべてこれを切り捨てることといたしたいというものでございます。

また、第四項の改正は、滞納処分費の確定金額につきまして、同じように百円未満の端数またはその全額が百円未満であるときは切り捨てるというものでございます。

第五項は、延滞金、過少申告加算金等、各種加算金につきまして、百円未満の端数があるときまたはその全額が五百円未満であるときはこれを切り捨てることといたそうとするものでございます。

次は一三ページでございますが、二十三条の改正規定でございます。二十三条の改正規定は、法

人に支払われし割引債の償還差益につきまし
ての源泉徴収所得税額を法人税割引額の課税標準
に含めるという規定でございます。法人税では、
この源泉徴収されし所得税を控除したものを
もって法人税といたしておりますが、住民税の課
税標準といたします場合には、この額を加えたも
のをもちて法人税割引の算定をいたそうとする改
正でございます。

次は一四ページの第二十三条第七号の改正規定
でございます。この改正規定は、控除対象配偶者
の範囲を拡大しようとするものでございます。従
来、控除対象配偶者でありました要件は、前
年中の合計所得金額が五万円以下であることが必
要でございましたが、今回の改正で、自己の勤労
に基づいて得た給与所得、事業所得、退職所得、雑
所得につきましましては、その金額が十万円以下であ
る場合には、控除対象配偶者として控除の対象に
しようとするものでございます。

次は一六ページの第二十三条第八号の改正規定
でございます。この改正規定は、扶養親族の範囲
に児童福祉法の規定に基づきまして里子を加えよ
うとするものでございます。

次は一九ページ、第二十四条の五第三号の改正
規定は、障害者、未成年者、老年者または寡婦に
つきましては、従来その前年中の所得金額が二十
六万円以下であります場合には住民税が非課税と
されておりましたものを、この所得限度額を二十
八万円まで引き上げようとするものでございま
す。

次は二三ページから二四ページにかけてござ
います。第三十二条第三項の改正をいたしておりますが、
この改正は、青色専従者控除額の限度額を、現行
の十二万円から十七万円に引き上げようとするも
のでございます。

次は二五ページから二六ページにかけてござ
います。第三十二条第四項の改正でございます。
この改正は、青色申告者の専従者控除の引き
上げと対応いたしまして、白色申告にかかります
専従者控除につきましても、従来の八万円から十

一万円に引き上げようとするものでございます。
次は二七ページの第三十四条第四号の改正規定
でございます。この改正は、小規模企業共済法第
二条の三の規定に基づきまして、いわゆる第種
共済契約に基づきます掛け金を所得控除の対象に
しようとするものでございます。

次は、第三十四条五号の改正規定は、生命保険
料控除の限度額を、現行の最高限度二万二千五百
円を二万五千円まで引き上げようとするものでご
ざいます。

次は二九ページの第三十四条第六号、第七号、
第八号、第九号の改正規定は、障害者控除、老年
者控除、寡婦控除及び勤労学生控除につきまして
控除額を、現行五万円を六万円に引き上げるとい
うものでございます。なお、身体障害者につきま
しては、その障害の程度が重度の障害であります
場合には、現行の五万円を八万円まで引き上げる
ことができるものとしております。

第三十四条の第十号は、配偶者控除の引き上げ
でございます。現行八万円の控除額を九万円に
引き上げようとするものでございます。

次は三〇ページにまいりまして、第三十四条第
十一号の改正規定は、扶養控除の額を、現行四万
円を五万円に引き上げようとするものでございま
す。

第三十四条第二項の改正規定は、基礎控除の額
を、現行十万円を十一万円に引き上げようとする
ものでございます。また、第三項の改正規定は、
扶養親族を有する所得割りの納税義務者に控除対
象配偶者がいない場合には、その扶養親族のうち第
一人目の者につきましては、現行七万円を八万円
控除することにしたそうとするものでございま
す。

次は六七ページ、第七十二条の十八の改正規定
は、事業税に関する改正でございます。専従者
控除の控除限度額を、先ほど御説明申し上げまし
た住民税と対応いたしまして、青色申告者につ
きましては、現行十二万円を十七万円に、白色申
告者につきましては、現行八万円を十一万円に引き

上げようとする改正規定でございます。

次は七六ページの七十二条の四十六第三項の改
正規定は、不申告加算金の計算方法について明確
化をはかったものでございまして、従来、不申告
加算金につきましては、百分の十となつておりま
すが、一定の場合にはその額から百分の五を控除
したものであるものとされておりますが、端数計
算の問題等をも勘案いたしまして、最初から百分
の十から百分の五を引いた百分の五でもって計算
することとしたものでございまして、以下、
同様の規定が各税目にあつて改正をされてお
ります。

次は八九ページ、第七十三条の二、不動産取得
税の改正規定でございます。この改正は、年金福
祉事業団あるいは住宅金融公庫から資金の貸し付
けを受けまして、その事業主等がその従業員等に
住宅を譲渡する場合に、その事業主等が取得しま
したときから六カ月以内に譲渡が行なわれます場
合には、中間に入りまします事業主に対しましては不
動産取得税を課さないこととする改正でございま
す。

次は九一ページ、七十三條の四十六第六号の改正
規定は、産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業
団法の規定によりまして工業用水道を設置いたし
ました場合、その取得する不動産につきまして非
課税としようとするものでございます。

次は九二ページの第七十三条の十四第五項の改
正規定は、事業協同組合等が公害防止事業団から
譲渡を受ける公害防止施設につきまして融資相当
額を控除するという課税標準の特例を設けよう
とするものでございます。

次は九八ページの百十四條の五の改正規定でござ
います。旅館における飲食その他の利用行為に
つきましては、飲食店、喫茶店その他のこれに類
する場所における飲食及びその他の利用行為と見
なしまして、六百円の免税点の適用があることと
なっております。ただし、この規定につきまして
は、宿泊に伴う飲食は除くと規定されております
ことから、宿泊に伴う一切の飲食が除かれるの

か、あるいは宿泊について別途、御承知のと
おり、一泊について千二百円の免税点が定められて
おりますけれども、その免税点の対象となる部分
だけが除かれるのかについて疑義がございました
ので、今回の点を明確にいたしますために、宿
泊についての免税点の定めのある飲食にかかる分
を除くものであることを明確にいたしますととも
に、一泊二食以外の宿泊にかかる旅館における飲
食につきましましては、一泊ごとに合計をしたもの
をもって六百円以下であるかどうかによって免税点
の規定の適用がある、こういうことを明確にいた
したものでございます。

一〇一ページ、二百九十二条以下は、市町村民
税の改正規定でございます。市町村民税の改正
内容は、県民税について申し上げたと全く同じで
ございまして、省略をさせていただきます。

次は一四八ページ、三百四十八条第二項の三
号の改正規定は、産炭地域振興事業団が設置いた
します工業用水道の家屋及び償却資産について、
非課税措置を講じようとするものでございます。

次は一五二ページの三百五十条第二項及び第三
項の改正規定は、一の納税義務者が所有する固定
資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額
がその市町村の固定資産税の課税標準の全体の三
分の二をこえる場合におきまして、百分の一・七
の税率でもって課税いたそうとする場合には、あ
らかじめ自治大臣に届け出を求めるといたして
おります。なお、この場合におきまして、自治
大臣は百分の一・七、その届け出にかかる税率と
の間で調整をして税率を定めるよう指示すること
ができるという規定を設けようとするものでござ
います。

次は一五三ページの四百四十五條の二の改正規
定は、軽自動車税につきまして、原動機付自転車
等小型のものにつきましては、現在行なわれてお
ります月割り課税の制度は廃止しようとするもの
でございまして、

次は一五四ページの四百八十九條の改正規定
は、電気ガス税の非課税品目に、天然の石こう、

金属マンガ、二酸化マンガ、溶接フラックス、クロロレン、再生ゴム、木材チップを新たに加えようとするものでございます。なお、第二項の改正規定は、新製品として三年間の非課税規定の適用を受けるものとしたしまして、新たに無水フタル酸を加えようとする改正でございます。次の一五七ページ、四百九十九条の二の改正規定は、電気ガス税のうち、ガスにかかる免税点を七百元から八百円に引き上げようとするものでございます。

次、一六三ページ以下、新設を予定しております自動車取得税の改正規定でございます。

まず、六百九十九条は、道府県は市町村に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、並びに、道府県みずからの道路に関する費用に充てるため、自動車取得税を創設するものとするという規定でございます。

次の六百九十九条の二の規定は、自動車取得税の納税義務者等についての規定でございます。自動車の取得税は、自動車の取得に對しまして、その自動車の主たる定置場所の道府県において、自動車の取得者に課税するものとしたしております。ここに「自動車の主たる定置場所」とありますのは、道路運送車両法に登録事項とされております自動車の「使用の本拠の位置」ということばに相当するものと考えております。

第二項は、自動車とは何かということについての規定と、自動車の取得のうち特殊の取得を除くという規定でございます。まず、自動車といふものは、道路運送車両法に規定する自動車をいうものとしたしておりますが、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪の自動車を除くものとしたしております。また、自動車の取得のうちからは、自動車製造業者の製造による取得、あるいは自動車販売業者の販売のための自動車の取得、いわば主として商品としての取得というものを課税対象である自動車の取得から除くこととしたしております。

六百九十九条の三の規定は、みなす課税について

ての規定でございます。先ほど申し上げましたように、自動車取得税は、自動車の取得に對して課税することを原則としておりますけれども、一定の場合には、自動車の取得行為にかえまして、一定の要件にかかる行為を取得とみなして課税いたすこととしたしております。その第一は、所有権留保付の自動車の販売があった場合でございます。この場合には、自動車の所有権が買主に移転をしませんので、その場合には買主主にならず課税をするという規定でございます。第二項は、その割賦販売等によつて自動車の所有権が留保されている段階で買主主の変更がありました場合には、新たな買主主に売買契約の締結を取得とみなして課税するというものでございます。

第三項は、自動車販売業者、自動車製造業者等の取得につきましては、先ほど申し上げましたように、課税対象から除外をしておりますけれども、その販売業者等がみずからその車を使ったというような場合には、みずから運行の用に供したことを取得とみなして課税することとしたしております。また、第四項は、外国から自動車を持ち込んだという場合には、国内に自動車をもち込んで運行の用に供したときに取得があったものとして課税をいたすこととしたしております。

第六百九十九条の四は、自動車取得税の非課税の規定でございます。原則的には国、地方公共団体に対しては課税をしないこととしたしておりますけれども、公営企業の一部については、政令で定めるところによつて課税ができることとされております。また、相続、法人の合併等によりまして、課税をいたさないこととしたしております。それから第三には、先ほど申し上げましたように、所有権留保付で自動車の売買が行なわれた場合には、所有権が移転しなくても買主主に課税をいたすこととしたしております。たとえば割賦が全部済んだというので所有権が買主主に移転したという場合には、あらためて買

主に課税をしないということにいたしております。

次は六百九十九条の七——一七五ページでございます。自動車の取得税の課税標準は、自動車の取得価額といたしております。ただ、無償で自動車を取得した、あるいは自動車を譲り渡した者が親族その他自動車の譲り受けをした者と特殊な関係があるために著しい低い価額で譲渡が行なわれたというような場合、あるいは代物弁済として自動車を取得したというような場合、そういった特殊の場合には取得価額によるというものは税負担の均衡上適切でございませぬので、その場合には、通常の取引価額によるものとしたしております。

一七六ページ、六百九十九条の八は、自動車取得税の税率の規定でございます。税率は百分の三といたしております。この税率はいわゆる標準税率とは異なりまして、一定税率として定められたものでございますので、都道府県によつてこの税率を定めるというのではできないものとしたしております。

一七七ページの六百九十九条の九は、自動車取得税の免税点の規定でございます。免税点は十万円と定めております。

同じく一七七ページの六百九十九条の十、六百九十九条の十一は、自動車取得税の徴収税の徴収についての規定でございます。自動車取得税は申告納付の方法によるものとしたしております。その申告納税すべき時期は、一般には新しい自動車、いわゆる新車につきましては、道路運送車両法第七條の規定による登録、または道路運送車両法第九十七條の三の規定による軽自動車の使用の届け出がなされたものにつきましては、この登録または届け出のときに申告納税をしていただくこととしたしております。一たん登録のありました自動車につきましては所有権の移転がございました場合には、いわゆる移転登録をすることとされておりますけれども、その場合には、移転登録をすべき事由の生じた日から十五日以内に申告納税を

していただくこととしたしております。それ以外の場合につきましては、なおいろいろの場合がございまして、それ以外の場合につきましては、原則といたしましてそういう事実のあった日から十五日以内に申告納税をしていただくこととしたしております。なお、それ以外の場合というのはどんな場合があるかと申しますと、販売業者が中古車を取得をいたしまして、その中古車を割賦販売でもって取得した場合、あるいは中古車である軽自動車を取得した場合、こういった場合には、いわゆる道路運送車両法による登録がありませんので、その場合には、そういう事由が生じた日から原則として十五日以内に申告納税をしていただく、こういうこととしたしております。

次は一八一ページの自動車取得税の納付方法でございます。先ほど申し上げましたように、自動車取得税につきましては、申告納税の制度をとつておりますので、納税に際しましては、申告書に府県が発行する証紙を張つて納付をしていただくことを原則としております。

二一八ページ、六百九十九条の三十二の規定は、自動車取得税の市町村に對する交付に関する規定でございます。先ほど申し上げましたように、自動車取得税を新設いたします一つの大きな目的として、市町村に對する道路財源の付与という問題がございまして、道府県税として徴収をいたします自動車取得税のうち、相当部分を市町村に交付することとしたしております。すなわち、自動車取得税額に相当する額を政令で定める率を乗じた額、これは徴収費相当額を控除するという考え方でございまして、ただいまのところ、九五%と予定をいたしております。すなわち、収入されました自動車取得税額の九五%につきまして、その七割を、当該府県内の市町村に對しまして、市町村の道路、市町村道の延長及び面積に案分して交付することとしたしております。なお、大阪市、横浜市、名古屋市、京都府、神戸市、北九州市というふうないわゆる指定市におきましては、その市の区域内の国道、府

県道の管理をいたしておりますので、道府県分として残された三割をさらに、道府県が管理いたします道路の面積及び延長と、その指定市が管理します道路の面積及び延長の割合でもって再案分いたすこととしております。なお、いま申し上げました道路の延長及び面積につきましては、自治省令で定めるところによりまして、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を考慮して補正をすることができるといたしております。

二二〇ページの六百九十九条の三十三の規定は、自動車取得税の用途についての規定でございますが、いま申し上げましたように、道府県が徴収した税額あるいは市町村に交付されました税額につきましては、道路に関する費用として使用しなければならぬという旨を規定いたしまして、目的税であることを明確にいたしましたものでございます。

次は二二七ページ、第七百三十三条の三第二項の改正規定は、国民健康保険税の標準課税総額の割合についての改正規定でございますが、国民健康保険につきましては、七割給付が完全実施になりましたことと関連いたしまして財源率が変わつてまいりましたので、それに即応いたしまして、財源計算の方法を改めようとするものでございます。

次は二三三ページ、附則第六十九項、第七十項の改正規定は、所得税におきまして配当所得に対します源泉分離の選択制度が延長されたことに伴ひまして、県民税及び市町村民税につきまして、配当所得の総合課税の延長をあわせてしようとするものでございます。

次は二三四ページ、附則第七十一項及び附則七十二項の改正規定は、肉用牛の販売所得につきまして、住民税の免税規定を設けようとするものでございます。七十一項は道府県民税について、七十二項は市町村民税についての規定でございます。

二三六ページ、附則第七十三項の改正規定は、石炭鉱業合理化事業団が所有します貸付け機械に

つきまして、固定資産税の課税標準の特例規定を設けようとするものでございます。

二三八ページ、附則第七十四項は、配電用の特定地中電線路につきまして、課税標準の特例の規定を設けようとするものでございます。

二二九ページの附則第七十九項は、贈与により取得いたしました農地あるいは採草放牧地についての不動産取得税の課税延期の特例規定につきまして、その期限が満了いたしますので、さらにその規定の延長をいたそうとするものでございます。

なお、前に返りまして恐縮でございますが、二三〇ページの附則第十一項の改正規定は、昭和四十三年度分のたばこ消費税についての特例を設けたものでございまして、国では本年五月からたばこの小売り価格の改定を予定をいたしておりますが、地方のたばこ消費税は、御承知のとおり、前年の売り上げ実績を基礎にいたしまして、一本当たりの単価を出しまして、そして当該年度中に売り渡しました本数を乗じて課税標準を算定することといたしております。そこで、たばこ小売価格の改定が行なわれても、一本当たりの単価は前年度のものをを用いますので、たばこ消費税には直ちに本年度に反映いたしません。しかし、売り渡し本数は本年、その年度の分を用いますので、小売り価格の改定によって消費量の減少が見込まれますことから、たばこ消費税の減収になるおそれがございます。そこで、減収を生じないように、製造たばこの売り渡し本数につきまして、政令で定める率でもって補正をいたそうというものが、この附則第十一項の改正規定でございます。

以上でございます。

○委員長(津島文治君) 御質疑のおありになる方は、順次御発言を願います。

○鈴木君 具体的な質疑になる前に、資料をひとつお願いしておきたいと思ひます。質疑の過程でということも考えていますけれども、時間の関係もありますし、前もって要求しておいて、も

し、いま申し上げるもので用意されておるものがあつたら、すぐ出していただきたいと思ひますし、これから用意するものについては、ひとつ急いでお願いをしたいと、こう思ひます。

四十一年度、二年度、三年度における所得段階別、家族の構成別によつた所得税額、住民税額の比較の表、たとえば所得段階別というのは、十万円あるいは三十万円、五十万円というふうな、そういう段階で刻んでいくものであります。家族の構成別というのは、独身の場合、夫婦の場合、あるいは子供何人というふうな、そういうふうな場合、もちろん、いわゆる標準世帯のものも入れていただきたい。

それから次は、生活保護の扶助費であります。これはあなたの方の直接の担当のじやございせんけれども、この四十一年度、二年度、三年度——三年度は見込みになると思ひますけれども、そういう扶助のそれと住民税の課税最低限の比較ができるような表をひとつお願いしたい。特に、この場合に、生活扶助の扶助費については、東京とかいふところがかかなり高いようでありまして、そういう東京あたりの例もひとつあわせてやつていただきたい。

三つ目、四十二年、四十三年度における租税特別措置の地方税へのはね返りの状況を税目別あるいは事項別にひとつ数字であらわしてほしい。で、法の改正等で今回も行なわれているようでありまして、そういうもので増減があつたら、それがわかるようにしてもらいたい。

それから第四番目は、電気ガス税についてであります。非課税の取り扱いのために減収になつてゐる額、それを四十一年度からひとつめんどつても並べてほしい。

それから住民税の減税に関連してであります。が、物価上昇に伴ういわゆる調整減税というものが所得税の場合でも言われておるのであります。住民税の場合でも、それが試算が可能だと思ひますが、それを今度の四十三年度の改正されるそれについて、所要額をはき出してみてもらひ

たい。

それから四十一年度から四十三年度までよろしゅうございまして、四十三年度は見込みになると思ひますが、所得税と住民税の納税義務者を比較できるようにしてもらいたいと思ひます。住民税の場合は、均等割りの場合、それから所得割りの場合、この二つに分けてひとつお示しいただきたい。

それから、これは直接あなたの方の担当ではないと思ひますが、しかし、今度の自動車取得税等のごとでぜひとも知りたいと思ひますので、建設省あたりとしかるべく連絡をとつてお願いしたいのですが、第五次道路整備五カ年計画の全体計画と、それから四十二年、できておりますら四十三年度の計画、それと、ほしいのは、地方の負担状況であります。したがひまして、地方の場合には、府県段階でどのくらいの負担をすることになるのか、市町村でどのくらいの負担をすることになるのか、こういうものをひとつ。

それからいま一つは、四十二年——もう道路整備計画の第一年度になつてゐるわけでありまして、四十二年と、それから今度新しい四十三年度の、これは前の表から出てくるかどうか分かりませんが、道路整備事業費の地方負担額が出てくると思うのですが、その財源内訳が四十二年度ではどういふふうに行なわれ、四十三年度ではどういふふうに見込まれておるのか。この中には、交付税の算定に入つてゐる、そういうものも含めていただいてほしいと思ひます。

以上、これは八つお願いしましたが、さつき申し上げたように、これからお尋ねをする途中で申し上げますから、できれば、質疑で取り上げる問題も出てくると思ひます、そういう意味であらかじめひとつお願いをしておきます。

○政府委員(松島五郎君) ただいま御指摘のございました資料につきましては、私どももあらかじめデータとしてそれぞれ持つておるものもございま

すので、できるだけそれを御要求のありました点に整理をいたしまして、できるだけ早く提出をいたしたいと思ひます。

一から六まではすぐできると思ひますが、七、八につきましては、ちよつと関係省との若干打ち合わせが要りますので、あるいは明日まで待つていたかなければならぬかも知れませんが、御了承をいただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 住民税の減税の問題であります、今度課税最低限の引き上げをやつて、ほぼ十萬円の引き上げが行なわれて、それに伴う減税が七百萬程度、こういうふうになつておられます。減税については、前々から問題になつておりました、特に昨年の国会で住民税の減税については、衆議院段階で数字をあげてのきつ附帯決議が行なわれておるといふ事情もありまして、そういう線に沿つておやりになつたことだと思ひますが、この場合、この中には、四十二年度の所得税の改正によつて、給与所得控除の引き上げが行なわれ、それがいわば自動的によつて住民税のほうへ移つて、そのためのいわゆる減税といふものがあると思ひますが、あなたの方の出しておられる資料からしますと、その額が大体三百十億圓ぐらゐだと思ひますが、そのように理解してよろしゅうございませう。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおりでございます。○鈴木壽君 課税最低限の引き上げでおよそ六百二十億圓程度というふうに出しておられるのでありますから、そのうちの半分三百十億圓といふものは所得税の改正、具体的に言つて、いま言つたように、給与所得控除の引き上げによつてできたものであり、住民税としてのいわゆる減税といふものは、残りの三百十億圓プラスその他のいろいろの控除関係から出てきた、そういうふうなものだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 住民税の減税によります減収の内訳を申し上げますと給与所得控除の引き上げ分が三百十億圓、御指摘のとおりでございます。基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引き上げによります減収が三百十億圓、それから障害者控除、寡婦控除等の引き上げが八億圓、生命保険料控除の引き上げによります減収が十億圓、専従者控除の引き上げによります減収が五十六億圓、その他障害者等の非課税範囲の拡大に伴います減収が十三億圓といふことでございます。

○鈴木壽君 これはさつき私、資料もお願いしてありますが、減税を考へる場合に、物価調整額といふものをよく言われるのですが、そういうものはどの程度あるといふふうに見て、したがつて、実質的な減税といふものをどの程度の額といふふうにごらんになつておられますか。

○政府委員(松島五郎君) 物価調整減税とよく言われましますものについての考へ方がいろいろあるやうでございますが、そのうち、代表的なものとして二つのものがあげられると思ひます。一つは、物価の上昇分だけ課税最低限を全体として引き上げるべきである、こういう見解のものでございませう。物価の上昇分だけ課税最低限を引き上げるとすれば、どの程度の減税をしなければならぬかといふことを住民税について試算をいたしますと、所要額百六十六億圓といふことになりませう。なお、もう一つの方式といたしまして、通常、税制調査会方式と私たち呼んでおりますけれども、所得税と同じく住民税につきましては、税率が増加、それによつて累進税率が働くといふことによつて税負担が実質的に重くなつていくといふ場合がございませう。その部分は調整をすべきである、こういう考へ方に立ちまして計算をいたしますと、所要額は二百八億圓といふことになるものと見込んでおります。

○鈴木壽君 減税を考へる場合に、やはり物価上昇に伴つてのいわゆる調整といふものを当然考へなければならぬと思ひますが、しかし、あなたの方の今回の減税そのものの中には、そういうものを考

慮に入れたといふふうには見えないのでございませう、いかがですか、その点は。

○政府委員(松島五郎君) 私どももいたしましては、こういうものを考慮に入れた上で、さらにそれを上回つて減税を実施しているといふふうに考へております。

○鈴木壽君 とにかく住民税が高いといふことは、これはだれでもそういうふうに言ひますし、事実、納税者の側で非常に不満の声があるわけなうであります。したがつて、今回の減税、いまお聞きしたようなことは一応抜きにしまして、とにかく課税最低限が十萬圓も引き上げられたといふやうなことが、これは一つの大きな前進だと思ひますが、あるいは、さつて、この住民税が高いといふこと、あるいは、したがつて減税をしなればならぬといふやうなことに對して、自治省は一体どういう態度なのか、今後一体どうなのか。いままで住民税の問題、しよつちやう問題になりながら、遅々として減税が進まなかつたのであります。が、今回のこの改正によつて減税がなされた、これであつたのだといふふうにお考へになつてゐるのか。国の税の所得税のほうでは、課税最低限のそれを大体百萬圓と見て、そういう、それを年次のそれに持つていこうといふことで、年々減税をやつてゐるわけなんです。こういうことと関連して、住民税の減税といふものを一体どう考へてゐるのか、こういうことについてひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 住民税が重いと言われましますことは、私もしばしば承つてゐるところでございます。でも、住民税が高いと言われましますのは、私は二つの原因があるのではないかと考へてゐます。根本的にはその税負担自体が重いといふこと、そして、所得税との比較において、所得税の重さからいへば住民税がかる、だから非常に重いといふ感じを持たれるといふことが一つあるのではないかと考へてゐると思ひます。これは御指摘のとおり、課税最低限が住民税と所得税とで違つておりますために起こるわけ

でございます。そこで、所得税が課税最低限を年計画的に引き上げていくといふことに対応して、住民税の課税最低限をどうすべきかという問題が起つてくるわけでございます。しかし、所得税と住民税との性格を考へてまいりますと、所得税は御承知のとおり、所得再分配というやうな機能を非常に強く持つておる税金でございます。しかし、住民税のほうには、地域社会の費用を住民が広く負担をし合つていくという性格を持つております。したがつて、課税最低限といふものも、そういう税の性格に應じて差があつていいのではないかと考へてゐると思ひます。そこで、税制調査会の長期税制のあり方についての中間答申においても、そういう考へ方が述べられてゐるところであります。ただ、しかし、それでは、住民税の課税最低限は幾らであつてもいいのかといふことになりませう、これはまた別の問題でございまして、所得税の課税最低限の引き上げが行なわれていかなければならぬといふ社会的な背景と申しますか、そういうものにつきましては、やはり住民税についても十分考へながら課税最低限の引き上げといふものにつとめていかなければならぬと思ひます。

住民税が重いと言われましますもう一つの点は、これは実質負担の重いといふよりも、徴税方法の面から来る問題が多分にあるように見受けられます。御承知のとおり、所得税は月々の給与から源泉徴収をいたしますが、住民税の場合には十月月で徴収をする。十二分の一で徴収をするので、十分の一で徴収をするので、徴収される月だけの税額を比較しますと、それだけの違いが出てまいります。そのほかに、所得税は御承知のとおり、賞与からも大幅に控除をいたします。しかし、住民税の場合には、賞与分から住民税を引くという方式をとつておりませんので、そういう点から非常に、非常に住民税が重いといふ感じを与へてゐるわけでありませう。昭和四十三年の場合をとつて考へてみますと、賞与を含めまして十五カ月の給

与をもらわれる方について見ました場合に、夫婦三人の場合で、月々の所得税の額と住民税の額とが一致するという方の年収金額はどのくらいかという、夫婦三人では二百三十二万円の人であって、初めて所得税と住民税との月々の徴収額が一致するというふうになるわけです。ところが、その方に対して一年分の税額の総体はどうかと申しますと、所得税の場合は年額四十一万円になります。それに対して、住民税は十七万九千円ばかりでございます。四割強程度しか住民税はかからないわけでございますけれども、月々の給与から差し引かれる分を見ると、全く同じだということから、住民税は非常に重いという感じを与えているという面がございます。こういった面については、徴収方法に関連する問題でございますので、私どもとしても、何とかこの点の負担感の緩和という問題については検討していかねばならないと考えております。

○鈴木重君 住民税が高いというように聞こえていて、いまお話のありましたように、徴収方法なりそういうことも確かに心理的のものとしては大きく影響すると思うのです。しかし、私が言うのは、そういうことも重いというふうに感じさせる一つの大きな要素ではありますけれども、額そのもので、これはさつき提出を求めております所得段階における所得税あるいは住民税、これの比較があと出てくれば、これわかつて思います。が、額そのもので、月々のそれとか、ボーナスからも税金を取るとか取らないとかということなしに、額そのものでやってみて、住民税の場合には重いのだ、所得税より高いという意味じゃございませんよ、住民税としての負担が、そのものがやっぱり重くなっている、こういうふうに言わざるを得ないと思うのです。

それから所得税とのいわゆる課税最低限の比較であります。これも高いと言われる場合に、一つの比較のそれにはなりますけれども、私の言っているのは、そういうことを土台にして言っているのじゃないのです。確かに、おっしゃるよう

に、所得税と住民税の性格の違いといいますが、そこにはやっぱり一つのそれがあると思ひます。税の課税最低限が一致しなければならぬとかというようなことはもちろん考えていません。そういうことを一応頭に入れないなら、しかし、実態としては重い負担を住民がしておると、こういうことを私は言っておるつもりなんです。ですから、まあ、あなた方もその点はこれは言うまでもなく考えておられると思ひますけれども、住民税が高いから、負担が重いから減税という声のそれを打ち消すための反駁としてなら、いまのようなお話でもけっこうだと思ひますけれども、これはほんとうに住民税そのものを考えていった場合には私は当たらないと思ひます。住民税が高いのは、これは事実であります。一つはやはり課税最低限というものが非常に低いということ、所得税と比較してという意味でなしに、低いということ。低過ぎる。これもまた、あとで表が出されればわかると思ひますが、生活扶助費の基準すれすれのところの人が住民税をやはり相当負担をしているということが言えると思ひます。これはあとで資料が出てきてから検討したいと思ひます。

それから高くなっているのは、やはり単に課税最低限、いろんな控除、そういうものが低いだけではない、段階ごとの税率そのものに私は問題があると思ひます。所得の段階ごとの税率。こういうものがいろいろ組み合わさっておると思うのですが、これは何としてもまだまだこの程度の減税ではいいということとは私は言えないと思ひます。

それからもう一つは、これは住民税が高い安いという本筋からは少し離れておりますけれども、これはあとでもう少しお聞きしていきたいと思ひますが、市町村民税の場合の制限税率の問題がある。これはいま言ったように、本質的のものではないのです。私が言っている住民税が高いとか何とかという、そういうことと、理屈の上からは

言っていないが、実際問題としてそういうことも大きく住民税の負担増のそれに対して影響を及ぼしているのです。たとえば標準税率で、かりに住民税、これは例としての数字ですから、そういうつもりでお聞きいただきたいと思ひますが、かりに東京なら東京で一万円納めている。いなかのほうへ行きますと、その一・五倍の制限税率ぎりぎり一ぱいまでの課税をやつて、したがって、一万円のものが一万五千円であり、東京におつては三万円納めればよいものが、その都市に転勤したために四万五千円納めなければならぬ、こういう問題があるわけなんです。これは、いま言ったように、私の本質的な高いとか低いとかいう問題とちよつと違つた問題ですが、そういう問題もあつて、いろんな面で住民税というものは、これはもともと負担軽減という方向で検討されなければならぬ問題だと私は思ひます。したがって、そういうことに對して、自治省として、今後、一方において所得税が減税されていく、そういう中で住民税の減税というものをどう考え、どう位置づけて見通しを持っておられるのか、こういうことをお聞きしたかったわけなんです。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、住民税につきましても、地域的に負担の相違がございます。まして、それが住民税が重いと言われる一つの原因にもなつておるというところは確かにございします。住民税の歴史を考へてみますと、昭和二十五年にこの新しい住民税の制度ができてから今日まで、幾つかの課税方式があつて、市町村がその課税方式のもとに相当な幅で課税ができるというふうになつておりましたものを、次第に課税方式を統一し、税率についても統一を加えてまいりまして、現在は一つの課税方式、税率について一・五倍までの標準税率、制限税率の制度に変わつてきておまして、そういう面では、地域的な負担の格差というものを縮小するといふ努力が長年続けてこられたといふふうに考へております。しかし、現在もなお標準税率と制限税率の制度がございまして、しかも、その幅が五割という

相当の幅でございします。で、地域によつては五割増の負担を求めているところも相当数ございします。これらにつきましては、私どももいたしましても、できるだけ、一方においては、そういう団体の財源の充実を交付税制度等を通じて強化しながら、税率についてはできるだけ標準税率に近づけるように指導してまいつておるわけでございします。そういう地域的な問題を別にいたしまして、住民税自体が重いという問題も御指摘のとおりあるわけでございまして、一方、所得税では課税最低限の引き上げを毎年のように大幅にやつていくということに対しては私どもは今後どう考へていくべきかというお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、所得税において課税最低限を引き上げていかなければならぬという社会的な要請というものを念頭に置きながら、地方財政の状況も考慮しつつ、できるだけ私どもは課税最低限の引き上げに今後とも努力してまいりたいというふうに考へております。

ただ、国税と異なりまして、地方税の場合は、申し上げるまでもないことではございしますけれども、三千にわたる団体に収入を与えるという制度でございしますために、今日のように経済の発展に地域的な格差が非常に大きくなつてまいりまして、大都市、都市、町村というふうに分けてみました場合に、それぞれの団体におきます課税所得に非常に大きな差がございします。昭和四十一年度はたしか、資料で、若干古いものではございしますけれども、町村の納税義務者一人当たりの課税所得が二十三万円程度ございします。それに対して、都市では三十五万円程度、大都市では四十五万円程度となつております。課税最低限の引き上げをいたしますと、これは都市といわず、農村といわす、一律に減税の効果が及んでまいるわけでございします。そこで、かりに十萬円の課税最低限の引き上げが行なわれるといたしますと、町村の二十三万円に対しての十萬円、都市の三十五万円に対しての十萬円、大都市の四十五万円に対しての十萬円というものの持つ影響というものは非

常に違わねばなりません。これを続けて大幅に課税最低限を引き上げていくと、町村等におきま

す納税義務者の急激な減少が起ることは当然予

想されるわけでございます。そういう面から課

税最低限を引き上げていく場合に、こういう町村

におきます住民税というものをどういうふう

に考えていくべきかという問題もあわせ考えながら、

御指摘の問題について取り組んでまいりたいとい

うふうに考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 まあ何へんも言うように、所得税の

課税最低限がかりに百万円だと、したがって、住

民税の場合にも百万円でなければならぬというこ

とは私も考えていません。当然——当然と言っ

ちゃことばが少しおかしいですが、差があつてい

いと思うんです、いまの住民税というものを考え

る立場から言つてですね。しかし、今度の課税最

低限の引き上げ、十萬円の引き上げで五十三萬円

になる——おおよその数字ですが、所得税は八十

三萬円になりますね。去年の段階においても七十

三萬と四十三萬——去年じゃない、ことしの段階

においても、それから今度は四十三萬の段階にお

きましては、いま言ったように八十三萬と五十三

萬、大体六割ぐらゐのところで住民税のそれがあ

りますね、大体六割ぐらゐのところじゃないかと

思うんです。そういうふうな割合を出すことはど

うかと思うが、それはやっぱり一つの違いがあ

つていいが、その違いがどの程度なら適当かと

いう、こういう一つのやはりめどといひますか、

そういうものがあつてしかるべきじゃないかと

思うんです。差のあるのは当然だと、こう

言つても、負担する住民の側から言ひますと、そ

の保障したそれにまた住民税で税金かぶつていき

ますから、両方の立場から私は考えていかなけれ

ばいけないと思うんですよ。とすれば、いまの

ような大きな差のあることはどうしてもやはり不

合理だと思ひしね、住民の負担そのものを考える

場合には——差を私は一挙に縮めるとか差をなく

せということではないけれども、どの程度のこと

かということをやはり一応考えておかなければい

けないんじゃないだろうか。で、まあ学者の中に

は、いまの六割から七割か七割五分のあたりまで

になるようにすべきじゃないかという人もあるよ

うであります。そういうのも七割とか七割五分と

かは一体何を根拠にやつてゐるのか、これはなか

なかむずかしい問題だと思ひますが、いづれにし

ても、こういう割合というものは少し開きが大き

過ぎるということは私は言へると思ひますね。

ですから、そういう考え方をひとつ持つとすれ

ば、一体、今後の住民税の減税というものをどう

考へていくかということ、当然一つの予想とし

て持つていなければいけないんじゃないか。一方

においては、所得税の減税があいふふうに行な

われていくんですから、おそろく、所得税のほう

では百万円という一つのめどで年次のやつてお

りますか、ここ二、三年たちますと、百万円でも

これはだめだ、もっと引き上げなければならぬと

いう事態がすぐ来ると思ひます。それはやはり

住民の人たち、国民の人たちの生活そのものを

やつぱり考えたところからやつてくるのであつ

て、それを住民税のほうでは全然考へなくともい

いというのでは、私はおかしいと思ひますね、

所得に対する課税ですから、他の問題について

は、私はもっと別な考え方を持つてもいいと思

ひますが、住民税の一つの広く負担をしてもらう

という性格があることは確かでありますが、そう

だからといって、いまのようなかつこうでは私は

これはどうしてもうまくなかと思ひます。いまの

やつは、極端にいへば広く負担をしてもらう、し

かし、広く負担をしてもらう場合には、浅い負担

でいいと思ひます。いまの住民税は広く深い負担を

しているという、こういうふうには私は言へるのじや

ないかと思ひます。確かに一方、地方財政が容

易でない。今後また、いろいろな財政需要がふく

らんできてゐるし、やらなければいけない仕事

がたくさんある、こういうことも確かにある。ま

た、減税に伴つてその穴埋めをどうするかという

問題も私はあると思ひますが、そういう問題を

一方控えていながら、しかし、だからといって、

国民といひますか、住民といひますか、生活のそ

れに対して大きな打撃を与えるような税というも

のは私は考へなければならぬと思ひます。何か、あ

れでしようか、たとえば減税をやる、今回のように

自前で減税をやるのでなしに、減収の補てん策が

とればやるけれどもというふうなことでし

か。そこら辺はどうですか。

○政府委員(松島五郎君) 住民税の課税最低限の

問題につきましては、先ほども申し上げましたよ

うに、私も、私どもも現状をもつて絶対に動かし得ない

もの、また、動かすべきものじゃないというふう

には考へておられますので、今後とも引き続き地

方財政の状況も考慮しながら努力をいたしてまい

りたい、かように考へてゐるわけでございます。

先ほどもちよつと申し上げましたが、昭和三十

九年、四十年に課税標準の統一をいたしまし

て、税率についても標準税率の制度を設定する

というところまでは、住民税はもつぱら地域間の負

担をいかにして均衡化するかという努力を続けて

きたわけでございますが、昭和四十一年度に入り

ましてからは、課税最低限を八万円程度引き上

げたというわけでございます。昨年度は特に引き

上げたというほどのものもいたしてござい

ますが、今年また十万円程度の引き上げをいた

してゐるわけでございます。このように見てまい

りますと、住民税は住民税なりに私は努力をいた

してきてゐるというふうには考へるのでございま

す。この考え方は今後ともやはり持つていき

たいと思ひます。ただ、いま御指摘

のございましたように、財源の補てんがなければ

いけないかというふうな問題につきましては、やは

りそのときどきの国、地方を通ずる財政状況全体

を見ながら判断をしなければならぬ。私が

ここで財源がもたれればやるのですと申し上げ

たところで、それでは逆にやらなかつたらやら

ないかというお答えにもなるわけでございます

が、そこはやはり今年度は財源の補てんがで

きなかつたけれども、あえて諸般の情勢から課税最

低限の大幅な引き上げに踏み切らざるを得なかつ

たというふうな事情もござい

ます。やはりそのとき

の事情によつて判断をしてまいりたいというふう

に考へております。

○鈴木壽君 その補てん財源をどこに求めるか、

あるかないか、こういう問題になれば、それはあ

なたのおっしゃつたように、いまここでもどうと

言へないわけですが、また、私、そこまで聞こう

というつもりはござい

ませんが、ただ、方向とし

て、住民税は今回減税をやつたんだが、なおこれ

では十分だからやらなければならぬというこ

とで、いろいろ検討するといふことが、所得税と課

税最低限の引き上げは差があることが当然だし、

この程度でいいんじゃないかといふふう

に考へてゐる場合とでは、私は今後のあなた方の減税問題

の取り扱ひもだいたい違つてくると思ひますね。

だから私は松島局長といふことだけでなしに、こ

れは政府の機関の代表として、きようは特に自治

省の直接担当している責任者として私にお聞きした

いんですが、今後やつぱりやらざるを得ないとい

ふことなのか、様子を見ましようといふことなの

か、そこら辺の見通しは。

○政府委員(松島五郎君) 何度も申し上げてお

りますように、課税最低限が所得税と別のものでは

ないといひました。現状でも今後何をする必

要がないなどとは一切考へておりません。できる

だけその引き上げに努力をいたしていき

たいといふ気持ちを持

つております。

○鈴木壽君 ひとつ、さつきもちよつと触れまし

て、あなたからもお答えがあつた超過課税の問題

ですが、かなりの超過課税をやつておる団体が住

民税の場合あるわけなんです、これは四十二年の市町村民税所得割りの税率別市町村数というのが、あなた方からいただいた参考資料にありません。超過課税をやっている市町村が千八百四、全国市町村の数が三千三百三十三ですから、かなりの高い比率で超過課税が行なわれているという事がわかるわけです。しかも、その税率で標準税率の一・一倍あるは一・二倍というところが少なく、一・五倍、最高限度の一・五倍というものが圧倒的に多い。市町村数で四百九十五ですね。どうです、こういうことについて、これは法に許された制限税率だからその範囲でやることは、もちろん、これは市町村に対してとやかく言うべきじゃないという理屈もあると思いますが、いまの住民税が高いというその声の中に、さっきも指摘したように、こういうものが加わっているために、なおさらやはり重圧感を感じて不平不満があるわけですね。こういうのに対して自治省としては、いままでどういう態度で指導をしておったのか。さっき言いましたように、制限税率は法で許されているのだからこれは自由だ、こういうことなのか、そこら辺ですね。もっと申し上げますと、この制限税率は法で許されているのだが、一番高い一・五倍という制限税率を適用する場合は、その市町村におけるいわゆる特別な財政需要なり何なりの事情のある場合にはそこまでいいってもいいんだというこの精神じゃなかったかと思うんです。ところが、いまのあれは平気で、これがあたりまえのようになつてきておる。だから、そういうことは法の精神といいますが、当時あなた方がこういうものの制限税率を定めるのときに考えたそういうことは無関係に、苦しいから行なう、金が要るから行なうということでは、行なうと思ふんです。ちよと、かつて課税方式が幾つもあった、あのころ市町村間でいろいろ格差といいますか、負担が問題になったのでありますが、それで一つの統一という形であつた、同じような方式になつておるのでありますが、同じようなことが今度、この制限税率適用

で起こつておるわけですね。この点どういうふうな御指導をなさつたのか、あるいは、これからまたどう御指導なさるのか、あるいは、なさらないのか、そこら辺いかがでございますか。

○政府委員(松島五郎君) 住民税につきましては、先ほども申し上げましたように、幾つかの課税方式がございましたが、そのうち、ただし書き方式という方式をとるのが非常に多かったという事は御承知のとおりでございます。本文方式、ただし書き方式と二つの方式に整理されました段階について見ても、七〇%以上の市町村がただし書き方式によつていたわけでありまして、本文方式から見ますと、ただし書き方式は今日いう超過課税にほとんどが相当するわけでございます。それが法改正によりまして課税標準の統一が行なわれてからは、非常に減つたわけでございます。いまして、御指摘のように、現在なお三割以上の市町村が超過税率で課税をいたしておりますけれども、しかし、私どもいたしましては、できるだけ標準税率制度に近づけるように努力をし、指導をいたしてきておるつもりでございます。そのためには、単に超過税率を下げる、こういうことでは問題は解決しないわけでございます。そういういう超過課税をせざるを得ないような財政状態を改善する方法を国としてもつていかなければならぬ。そのためには、他の財政制度の運用、具体的に申しますならば、交付税の配分等を通じて無理な超過課税をしなくとも財政が運営できるような形に持つていくことをあわせて指導していかなければならぬ、こういうふうな考えでおるのでございます。私どもはその線に沿つて努力をしてきておるつもりでございます。この超過課税の制度は、御指摘もございましたように、実施団体でございまして、財政上の特別の必要がある場合には、その団体の議会の議決によつて税率を上げることができる道を開いておるという事でございまして、その運用もやはりそういう弾力的な運用がはかられるべきものであると思ふのでございます。しかし、従来からの例を見ますと、

と、一たん税率を上げますと、それが固定化し慢性化するという傾向を非常に強く持つております。制度が本来期待しております運用と必ずしも一致していないような点が多々ございますので、この点につきましては、私ども、まだ指導の行き届かない面があるのではないかと反省をいたしておるわけでございます。ただ、私が二、三聞いておりますところでは、いままでの超過税率を下げたいというお話をしに來られる団体の方もおられますし、やはり超過課税をできるだけ解消していきたいという意欲は地方団体も持つておるというふうな考えがございまして、私どももその意欲を生かしていくような方向で努力をなしておつてまいりたいと思つております。

○鈴木壽君 私、問題なのは、超過税率の制限税率一・一が、いわゆる特殊な財政需要なり、その事情のために、必要に応じてやると、それがあつた三年、四年になるかもしれないけれども、こういうのだったら、住民も納得すると思ふんです。いま恒常化してしまつておるんです。こういうふうになつてからそんなに長くなつたわけではないけれども、いままでのを見ておりますと恒常化してしまつて、これがあたりまえのようになつておるんですね。私は、ある市の財政状況を見た際に、税収の歳入の中に占める率がかなり高い。これはけつこうだと思つたら、五割増しのそれをやつておるんですね、おれのほうはこれだけあると。そのところは五割、約六割ぐらになつておりました、税収入が歳入の。すこぶるけつこうだと思つたら、いま言つたような五割増しをやつておる。そして若干黒字を出して得々としておる、得々でもないでしようが、おれのほうはいいんだというふうなこと、こういうふうになつてきておることを私、実は問題にしたいわけですね。ですから、中には超過課税のそれを、だんだん率を低めるようにという話であります、けつこうだと思ふんです、この運用というものを

やはり十分あなたの方の立場から指導すべきじゃないだろうか、こう思ふんです。そこでひとつ、あなた方そういうものに対して無関心でないという事でしようが、そういう事例として今回の改正で、固定資産税の制限税率の問題で、自治大臣が指示するとか報告するとか、いろいろなことがあつた、固定資産税に対しては、こういうことをあなた方もやろうとしておる。できるんです。私はですから、あまりやれとは言いたくないが、まあ、こういうことだとやればそれぐらいの強い何かなければいけません。それからもう一つは、私はこれは検討していただきたい、法改正で、制限税率一・五倍というのは高過ぎる、特別な事情があるにしても、実際は一・三ぐらいに、二か三ぐらいにするように制限税率そのものもやっぱり検討してもらいたいと思ふんです。どうです、その点。

○政府委員(松島五郎君) 超過税率の問題について、先ほどからの御指摘でございますが、私どもも、その運用につきましては、十分指導をしておつておるつもりでございますが、先ほど御指摘になりました資料では、昭和四十一年度の実施状況と比較してみますと、一・五倍のところでは昭和四十一年度は四百九十五団体となつておりましたが、昭和四十一年度は五百七十七団体でございまして、この一年間に約八十ばかりの団体が制限税率一・五倍を下げつておるわけでございます。また、超過税率をやつておる市町村全体では、先ほど御指摘になりましたように、昭和四十一年度では一千八百四十四団体でございまして、昭和四十一年度では一千五百五十八団体でございまして、やはりここでも七十団体以上八十団体近くが下げてきておる。こういうふうなことでございまして、市町村といつても、逐次超過税率の高いものは低く、また、低い超過税率はなるべく標準税率へという努力はしてきておると思ふのでございます。なお、制度全体として超過税率を引き下げることについて、制限税率を引き下げることについて

と、一たん税率を上げますと、それが固定化し慢性化するという傾向を非常に強く持つております。制度が本来期待しております運用と必ずしも一致していないような点が多々ございますので、この点につきましては、私ども、まだ指導の行き届かない面があるのではないかと反省をいたしておるわけでございます。ただ、私が二、三聞いておりますところでは、いままでの超過税率を下げたいというお話をしに來られる団体の方もおられますし、やはり超過課税をできるだけ解消していきたいという意欲は地方団体も持つておるというふうな考えがございまして、私どももその意欲を生かしていくような方向で努力をなしておつてまいりたいと思つております。

○鈴木壽君 私、問題なのは、超過税率の制限税率一・一が、いわゆる特殊な財政需要なり、その事情のために、必要に応じてやると、それがあつた三年、四年になるかもしれないけれども、こういうのだったら、住民も納得すると思ふんです。いま恒常化してしまつておるんです。こういうふうになつてからそんなに長くなつたわけではないけれども、いままでのを見ておりますと恒常化してしまつて、これがあたりまえのようになつておるんですね。私は、ある市の財政状況を見た際に、税収の歳入の中に占める率がかなり高い。これはけつこうだと思つたら、五割増しのそれをやつておるんですね、おれのほうはこれだけあると。そのところは五割、約六割ぐらになつておりました、税収入が歳入の。すこぶるけつこうだと思つたら、いま言つたような五割増しをやつておる。そして若干黒字を出して得々としておる、得々でもないでしようが、おれのほうはいいんだというふうなこと、こういうふうになつてきておることを私、実は問題にしたいわけですね。ですから、中には超過課税のそれを、だんだん率を低めるようにという話であります、けつこうだと思ふんです、この運用というものを

ついでどうかというお尋ねでございますが、私どももいたしまして、いま直ちにここでその方向を打ち出すという御返事はいたしかねますけれども、考え方としては、できるだけそういう方向で努力をいたしてまいりたいと思っております。

○鈴木壽君　あまり例のないことだけれども、さつき言ったように、固定資産税のほうでは、事実上、超過税率、制限税率の引き下げまでを自治大臣の指示によってやるうとしているじゃないですか。なぜそういうものだけに、これ以上上げないのか、こういうふうにしなさいとか、自治大臣が変な権力使って、こちらのほうには、もつと私は強い指導なり、いま、さつきも言ったように、そういう権力はみだりに使うべきじゃないと思ひますが、そういう強いことが私はあつていいと思う。むしろ、さつきから言っているように、いまの住民税の税負担がお互いに生活の重荷になつておるといふ、こういう事態です。一方、あつても触れたいと思つていましたが、国民健康保険税などというものは、これははたして税と言ふかどうか分かりませんが、とにかく納めなければならぬものとして住民税以上に非常にある。こういうものをあわせて考えていった場合に、これは何としても住民にむちやな負担をしないようなことはやはり避けなければならぬと思うのです。そういうことでひとつ、あなたがいま言われるように、下げるようにしますとはこでは言えませんが、ほんとうに真剣な問題として考えていただきたいと思う。率そのものを下げるか、あるいは運用の面でやるか、これはいろいろやり方があると思いますが、私、いま思ひつくような形で、二言いましたけれども、これはやはり真剣に考えてやっていたいただきたいということを申し上げて、午前はこれで一応終わります。

○委員長(津島文治君)　午さんのため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時四十六分開会
○委員長(津島文治君)　地方行政委員会を再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君　先ほどの住民税の減税問題についてでございますが、もう少しこの点で考え方を聞きましておきたいと思ひます。

まあ住民税の減税については、今後努力していくというお答えでございましたが、政務次官、まあ、さつき税務局長との間に、今後の住民税の減税に対する考え方についてのそれをやりましたのですが、いかがでしょうか、自治省として、今後の住民税の減税をどう考えていくのかということについて、これはお考えがあると思ひます。で、この機会に政務次官から、まあ大臣はおいでになりませんか、政務次官からひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(細田吉藏君)　住民税の減税につきましては、先ほどおそれく税務局長からお答えをいたしましたと思ひますが、私もいたしましては、引き続き前向きで十分検討していかなきやならぬと思ひます。所得税につきましては、課税最低標準百万円というものを四十五年度から実施するということ、もちろん所得税と住民税とは性格も異なります。で、もちろん所得税と住民税とは性格も異なつておりますが、なかなか、住民税についていたしておりますが、なかなか、住民税についてではないかという御議論も、これまででもしばしばございます。ただ、地方財政の状況をどういふふうに見きわめるかという点と、重大な関連があるものでございまして、ただいまの段階では、そういう目標が立つておられないわけでございます。しかしながら、私どもは、この課税標準の問題につきましても、最低限の問題につきましても、これはどうしても考えていかなきやならぬ。でき得ればそれは何か見通しが立つことのはうが望ましい、かように思つておるわけでござい

まして、そういう点について今後とも考えてまいりたい、かように存じておる次第でございます。

なお、専従者控除等の問題につきましても、所得税においては本年さらに前進をいたしました、完全給付制というふうなものも出てまいりました。であります。これらの点につきましても、所得税の実施の状況も私も十分見ながら検討を加えていかなきやならぬ。どちらにいたしまして、何と申しましようか、前進をさせるべきである。先ほど鈴木先生からお話もございました住民税が重い、こういう点が国民の皆さんから、そういう御批判がたくさん出ていることも十分承知いたしておりますので、今後考えてまいらなければならぬ、かように存じておる次第でございます。

○鈴木壽君　政務次官、これは言い方は少し変であります。もつとほんとうにまじめに真剣に考へて、従来は減税はしたいのだけれども、地方財政の現状からすれば、なかなかできない、自前でやることなんか、とんでもないのだ、こういうふうなこと。したがって、減税による穴埋めを何か考えないことにはだめなんだというふうなことが大きな理由になつて、住民税の減税ということがあまり行なわれないできていると思ふのです。

それからいま一つは、住民税は所得税と違つた、違つた性格のものであるからというふうなことで、広く、たとえば所得税の課税対象にならないような、そういう低所得の人でも住民税はやはり負担をせよとわなければならないのだ、こういうふうなことで、なかなか減税ということに踏み切るのは、まあ言つてみれば、いろいろ理由があるようにあります。しかし、確かに、そういうこともたとえば地方財政の問題を抜きにしては考えられませんが、住民税という一つの、所得税と違つた性格もありますから、ありますけれども、どうしても重いといふことは、これはいふまでもない事実なんですけれども、そこで、減税をすれば、一

歩にはもちろんできませんから、やりながらいまの地方財政の状況等からやっていくのか、あるいは、いわゆる住民税の負担のあり方についてどう考へていくのかというふうにならないと、条件はたくさん並べて、これが解決されなければだめだぞといふことでは、これはいつまでたつてもできないと思ふのです。そういう意味で、私は、一つの目標なりめどというものを置いて、それを実現していく上にはいろいろ障害になるものがあると思ひます。それから、そういうものは解決をしていくといふことで進むべきであると思ふので、どうかひとつこれは十分に御検討いただきたいと思ひます。

その場合に、ただ単に、課税最低限の引き上げだとか何とかいうことだけでなしに、いまの住民税の、私はさつきちよつと触れてそのまゝにしておきました。が、住民税そのものの税率の問題なり、段階別の税率の問題なり、こういう問題は私はあると思ふのです。ですから、そういうものを含めて、ひとつぜひ住民の負担軽減という点で考へてほしいと思ふのですが、まあ、あらためてひとつ。

○政府委員(細田吉藏君)　もちろん、ただ答弁をすればいい、こういうことではございません。真剣にこの問題は取り組まなければならない、いわば全国的な問題でございます。そういう意味において、真剣に取り組んでまいっているつもりでございます。今後はともさういふ点については、昨今、国会での御決議になりましたような点については、税制調査会からも答申をいただきました。一〇〇%今年度は実現をしたようなわけでございまして、今後といへども、いまお話をいただきました課税最低限の問題にとどまらず、いろいろな点で考へてまいらなければならない点が多々あるわけでございます。そういう点につきましては、私ども真剣にこの問題に取り組んでまいりたい、かように思つておる次第でございます。

○鈴木壽君　それに関連してですが、これは税務局長からでよろしうございしますが、同じようなことを別の角度から言うようなことになりすけ

れども、いろいろな控除の問題ですがね、控除額の問題。所得税とすべて課税最低限が同じでなければならぬということではないか、これは、私に申し上げておきますが、しかし、この中で、給与所得の控除は、これは所得税と、改正があつて引き上げすればそのままやっています、基礎控除なんかも、そう所得税の場合と、そんなに違つてゐるというはずはないと思うのです。ね、こゝろはどうかしら。

○政府委員(松島五郎君) 課税最低限をどうするかという問題に直接関連するわけでございまして、課税最低限を構成いたしますものは、給与所得者の場合には給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除というふうになるわけでございまして。その場合に、どの控除が所得税とだけ違つていかというのを一律にきめることはなかなかむずかしい問題でございまして、結局、最終的な課税最低限をどの程度にするかということと前提をいたしまして、現在の控除額というものをきめていくわけでございまして。課税最低限を二十万も引き上げるといふことが考えられまゝす場合には、あるいは基礎控除を所得税と合わせるといふような組み合わせ方も考えられると思ひますけれども、現在の段階では、一応課税最低限十万円引き上げというのを目標といたしましたので、基礎控除、配偶者控除、扶養控除につきまして、それぞれ一万円を引き上げた、こういうふうなことでございまして。

○鈴木壽君 これは実際問題になると、給与所得控除の額の引き上げ、それから基礎控除の額の引き上げというものは、もういわば全所得者に及ぶものだから、これは減税額なんか一番大きくなりまゝすわな。しかし、それだけ、逆に言えば所得控除あるいは基礎控除というものの考え方からして、所得税ではこれだけだし、まあ、ある額があるが、住民税の場合は、もっと下でいいのだ、もっと低い額でいいのだと、こういうことは、ほかの控除についても、これは言えることでありますけれども

も、何か納税のし方がたいところがあるのですがね。もし初めから、所得税と住民税は違ふのだからというふうなことであれば、給与所得だつて別にそろえなくたつていいはずなんです、そういう考え方を推し進めていくならば、しかし、二つの税の違いがあり、性格といふべきか、あり方の違いがありながら、やっぱり所得を対象にするということ、生計費の中心をなす所得を対象とするということ、給与所得控除なり基礎控除なりというものが考えられておるわけですね。配偶者とか扶養家族等を別にしたその人間自身の生活というものを考えていった場合に、こういうものが必要だといふことなんですね。そういうことになる、繰り返して申し上げますが、基礎控除もこんなには差があることはどうしてもおかしいことになるのじゃないかというふうに思ふのですがね。

○政府委員(松島五郎君) 基礎控除に差があることはおかしいという御指摘でございましてけれども、結局、その問題は基礎控除を幾らにしたらいいかといふことの結論を出さなければお答えにはならぬと思ひますが、ただ、結局、基礎控除なり配偶者控除なり、あるいは扶養控除なりというものの全体を通じて課税最低限をどこに置くかといふ問題から、いわば逆算的に考えていかざるを得ない。現段階におきましては、課税最低限十万円引き上げということになりまして、それを各種控除に割り振るしていくと、基礎控除において今回一万円の引き上げになる。それでもなお所得税との間においてはかなり開きがあるといふことは、御指摘のとおりであります。しかし、その基礎控除なり配偶者控除なり扶養控除をどういふふうに引き上げるといふ問題は、どの家族構成に税負担を軽くするかといふ問題とも多少関連してくるわけでございまして、扶養控除の額を大きく引き上げましたならば、家族構成の多いほど減税額は大幅になる。そのかわり、独身者等についてはあまり大幅な引き上げにならない、こういうことにもなるかと思ひます。ただ、先ほど御指摘にな

りました給与所得控除のような場合には、これは給与の額にある程度スライドいたしますので、その所得者が家族が何人であるかといふようなことと必ずしも関連を持ちませんものだから、したがつて、どちらかといへば、基礎控除的な働き方をするといふことは事実でございまして。したがって、そういう過程を考え合わせまして、一定額の控除引き上げをする場合に、どの控除をどれだけ割り当て、割り当てということとは適當でありませんが、割りつけをしていくか、こういう問題として考えなければならぬと思ふのでございまして。今日の段階では、やはり家族構成の多いほど税負担の負担感が重いものといふふうに考えられますので、基礎控除では一万円程度にとどめまして、扶養控除におきましては同じように一万円引き上げることによつて、家族が三人あれば三万円の引き上げになる、こういうふうな形にいたしましたものでございまして。

○鈴木壽君 こういう場合に、家族構成なり、家族を持っておる者とおらぬ者といふふうに分けなければならぬのが当然でありますから、いま現在やつておるものの一つの意義づけとしてはそれとしておきますが、その控除そのものといふものを考えた場合に、性質上これはその所得を持つておるその人に属する控除です。それを私は、いまの段階ではもう少し上げなければならぬ、こういうふうに分けておる。そういう前提に立つて、私、ものを言つておるつもりなんです。家族のほうはどうなつてもいいといふことじゃ毛頭ございせん。家族持ちの人たちがどうなつておるか、あるいはまた、現状苦しいとかなんだかといふことを無視するといふことではなしに、所得を得ておる人、まずその人についてのものを考えるような給与所得控除、基礎控除、それだと思ふので、そういう意味で、この二つのものを、一つは所得税より基礎控除額はずつと低くてもいいのだといふふうに分けるのは、これはおかしいのじゃないか。所得税で設定している基礎控除額、いまそれが適当かどうかといふこともちろん問題はありま

す。しかし、少なくともそこで考えられたその線まではやはり住民税の場合であつても、基礎控除の場合は引き上げておいてしかるべきものじゃないだろうか、こういうふうに分けておるの、いづれ、そういうものを含めてひとつ今後の減税といふ場合、もう少し合理的に控除なら控除といふものをやっていくといふふうに御検討いただきたいと思ふのです。

その点はその程度をいたしまして、控除の中の専従者控除ですが、今度、住民税と事業税と両方にかかる問題ですが、相当大幅に今度は引き上げておきますね、青色申告者の場合には、十二万円を十七万円、五万円アップ。白色申告者の場合には、八万円を十一万円、したがつて、三万円アップと、かなりほかの控除の引き上げ額と比べますとふやしてある。そういうことで私はあまり文句を言うつもりはないのですけれども、ただ、私、従来から考えておりましたことは、専従者控除のあり方、これが一体、いまのような、たとえば白色の場合にはこうだし、青色の場合にはこうだといふふうに分けておるの、かなりの差をつけておくことが一体どうなのか、こういうふうに分けて、この前の法律改正のときにもちよつとその問題についてお尋ねをしておたことがあると思ひますが、どうでしょう。これは所得税との関連もありますけれども、青色と白色に分けてこの大きな差をつけておくこと、十七万円と十一万円、六万円の差がついておりますね。こういうことがいつまでもこういう形でいいものかどうかといふこと。これはいま言ったように、所得税もそうなつてゐるからと言へばそれまでですけれども、所得税でも差がありますからね。しかし、今度、所得税では完全給与制といふんです、給与そのものを全部控除の対象にするようになる法改正が行なわれますが、こういうことから考えてみましても、何か専従者控除の扱いといふものをこのままにしておいていいものかどうかといふことに疑問を持つています。が、そういうことで何か考え方がでしやう。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、専従

者控除が白色申告者と青色申告者との間で差があることについて適当じゃないという御意見も、私ももしばしば伺っているところでございます。ただ、現在の段階におきましては、青色申告というものをずっと普及すべきであるという考え方並びに、青色申告につきましては、帳簿等の整備もある程度行なわれていて、支払われた給与等につきましても明確にし得るというところから、所得税におきまして、昭和四十二年度で申しますと、青色申告者につきましては、控除限度額が二十四万円、白色申告者につきましては十五万円というふうな差があったわけでございます。住民税はさらにそれよりも低いという状態でございまして、いずれにしても、所得税と合わせれば、所得税につきましては、たゞいま御指摘もございましたように、青色申告者につきましては、さらに完全給与制を採用することとなりまして、この際、所得税との差をできるだけ縮めていきたいという配慮から、各種、青色、白色を通じて控除額の引き上げを大幅に行なうこととしたわけでございます。ただ、今度の控除額の引き上げが、青色申告者につきましては五万円引き上げ、白色申告者につきましては三万円引き上げなかつたのは、なお住民税について差をつけるものではないかという御指摘もあるわけでございます。現在、私どももいたしましては、所得税に近づこうという観点からの努力をいたしておる段階でございまして、その近づこうとする所得税において相当の差がございまして、まあ、それが現在の住民税、事業税にも反映している、こういうような状況でござい

ます。○鈴木重君 だから、さっきも言ったように、私、このものについていまいしからぬと文句をつけているつもりではないので、一体、このままでいいかどうかという考え方を聞きしたいと、こういうことなんです。確かに、この問題の発生の当時から見ますと、それはいわゆる青色申告という、いわば多少めんどろな帳簿の問題やら、いろいろ経理の關係から、いろいろなめんどろなことがある。しかし、実態を正直にそういう記帳をして、それによつての申告をさせなければならぬというふうなことから、いわば奨励的な、これはそうなんです、そのために差をつけたやつなんです。いままでも依然としてそれが所得税にもずつとそのまま行なわれてきているのであります。そこで今度は、青色の場合は完全給与制になる、白色は依然として低いところの額に押えられている、こういうふうなことになるから、依然差があるわけですが、それにしても、そういう差をあまり考えなくともいい時代だと私は思う。青色申告することによつてのいろいろなめんどろさ、手数さ、それから来るやつは、いろいろな他の経費の面で十分救済されているのです。もし専従者控除が必要とするならば、その面で私は差をつけるべきではないか。さっきも言ったように、奨励的な意味で、青色申告をすればこういうふうにしてあげますよという、そういう時代はもう過ぎたと思うのです。ですから、所得税のほうで、一方において完全給与制というものをとると、一方において完全給与制というものをとると、そういう場合に、住民税のほうでもさういふような考え方でやっていくべきではないだろうか。白色が十一万円、青色が十七万円、前は十二万円と八万円ですから差が四万円でしたが、今度は六万円になりましたね。かえつて差が大きくなる。ですから、これは何か税のいろいろな事務経理、そういうような面の便宜なこと、いつまでもいふゆる専従者控除というものをこの形にしておくことはおかしいと思うのです。専従者控除そのものが一体必要なのかどうか。そうして、もし必要だとして、どうしても控除しなければならぬものだと思ふれば、やはりそれによつてのやり方が、いままでのこのやり方とは違つてなければならぬと思う。これは検討を要する問題だと思ふますが、いかがでございませうか。

○政府委員(松島五郎君) いままでの差が、住民税、事業税では十二万円、八万円ですから、四万円の差であつたものが、今回の改正によつて十七万円、十一万円になると、さらに差が拡大するのじゃないか、こういうお尋ねでございしますが、それはそのとおりでございします。なお、所得税の場合、昨年度の基準で申しますと、二十四万円に對して十五万円でございましたから、さらに大きな差があるわけでございます。私のほうにいたしましては、当面、所得税の専従者控除に近づけていきたいと努力をいたしております。關係上、その過程におきましては、先生御指摘のような問題が生ぜざるを得なかつた、こういうことでございします。ただ、お話のございましたように、専従者控除額というふうなものをいつまでも青色、白色との差をつけておくのがいいかどうかということについては、確かにいろいろ私どもも問題があると考へております。しかしながら、今日の段階では、さらに所得税におきましては、青色申告者について、いわゆる完全給与制を採用することとなりまして、完全給与制になつたから必ずしも従来の限度額二十四万円を上回るとは言えないかも知れませんが、一般的に考えますならば、従来の二十四万円の限度額を上回る場合が多いということが考へられるわけでございまして、むしろ、所得税においてはその意味で差が拡大しつゝあるというふうな状況でございします。で、こういったことにつきましては、前回の参議院の予算委員会におきまして御指摘があつたように私聞いておりますけれども、やはりこの際、白色、青色を通じて検討をしていかなければならぬ問題点の一つであるというふうに考へております。

○鈴木重君 この問題、これは政務次官にひとつ申し上げておきたいのですが、住民税だけで、自治省の立場からだけでこれを簡単に――まあ簡単にということばはないが、かりに私の言つたような方向というふうなことを打ち出せない問題だと思ふのです。これは所得税のほうの仕組みに大体ならつた仕組みでございしますから。しかし、これはさつきも申し上げましたように、あわせてこれはもう一度、専従者控除のあり方というものを私は検討し直さなければならぬと思ふのです。その場合に、何といひますか、青色と白色で、今度、所得税のほうでは、青色はこれの限度額がなくなつて完全給与制になります。来年の一月からなりますけれども、これはひとつ両面からの差についての、何というのですか、根本的な検討をしていただくように要望したいのですが、いかがでしよう。

○政府委員(細田吉藏君) 専従者控除につきましては、逐次前進といひましようか、いたしましては、所得税につきまして、青色申告のものが完全給与制になつて制限がなくなつたというの、やはり専従者控除というものの性格から、こういうものから、一つの行きつくところへようやく所得税に限つては来年度から来たと、こう考へてよろしいのじゃないか、こう思われるわけでありまして。そこで、先生のおっしゃいましたこのいふものについて差をつけることがいいのかどうか、あるいは完全給与制でない、制限をつけることがいいのかどうか、確かに、これは基本的にはいろいろ考へられなければならぬ問題だと私も思ひます。ただ、しかし、青と白の差をいろいろな面でつけておる、こういうものを一挙にいなくなつていくことがいふかどうかということになりまして、これは私どもは大いに疑問がある。やはりいまの時点では、青色申告の割合の分をふやしていかなければならぬだろう、こういうことでございしますから、私は、やはり基本的な問題としてはいろいろの御意見が、これはもう私どももよくわかるわけでございしますけれども、一ぺんになかなかそこまでいくというのは、私どもはいかがかと思ひます。で、当面私ども、いまおっしゃいましたように、私どもは基本的な検討をいたしますが、私どもは当面、所得税が昭和四十三年度から青色に關して完全給与制になる、これを住民税、事業税に先がけてやるわけでございします。まず、そういうところに、先ほど来税務局長言うように、所得税とどうしてこれはつ

いていくかということでございますから、これはもう当然明年度は住民税の段階でもこれは検討していかねばならぬ。所得税について実施をされた結果はどういうふうになるかというように、な点を十分考えて検討していかねばならぬ、こういうことだと思ひます。したがって、いろいろ申し上げようでございますけれども、おっしゃるような考え方というのにつきましても、私も十分に検討をいたさなきゃならぬ。当面は私は、所得税の青色の完全給付制と、こういうものと、今後明年度以降の、四十四年度以降の住民税はこういうものにどう対処していくか、こういうことでもなかるかと、かように考へておる次第でございます。いずれにいたしまして、お説の点も十分ひとつ考へに入れて検討していただく、かように思つておる次第でございます。

○鈴木壽君 この問題だけを切り離してどうこうということも事実上うまくないかもしれませんから、ひとつ将来の住民税の軽減という立場から、他のいろいろな控除等との関連もありませんから、さつき言ひました基礎控除の問題なんかもありますし、そういうものとの一連の關係でこれはぜひ検討してもらいたいと思ひ、その場合に、単に一連の關係だけじゃなく、特にこの問題大事な問題だと思ひますから、ひとつ十分念を入れて御検討いただきたいと思います。

それから事業税の専従者控除なんかも、やっぱりこれは同じようなことですが、考へていかなければいけない問題があると思ひますが、ね。きょうあまり時間もありませんから、ひとつ十分御検討願うということで、この程度にしておきたいと思ひます。

それから次に、固定資産税關係で、先ほど説明のありました法の第三百五十条關係でございますが……

○委員長（津島文治君） 速記やめて。
（速記中止）

○委員長（津島文治君） 速記起こして。

○鈴木壽君 この關係ですがね、これは三百五十条の3ですね、これについてもう一度説明をしていただきたんですがね。三百五十条の2、3ですね、今度改正になるこれについて。それから、これについての修正がありますね。この修正案との關係、ちよつともう一度。

○政府委員（松島五郎君） 三百五十条の第二項は、一つの市町村の中に一人の納税義務者が持つております固定資産、その固定資産の課税標準額が、その市町村の納税義務者全体が持つております固定資産の課税標準額の三分の二をこえる場合において、したがって、たとえば全市町村を通じて課税標準額が二百二十あったといたします。そのうち、一人の納税義務者だけで八十以上の課税標準額があるという場合に、百分の一・七をこえる税率で課税をしようとするときは、その旨を届け出てもらう、こういうことでございます。その届け出がありした場合に、まあ災害その他特別の事由があると認められる場合のほか、自治大臣はその届け出のありました税率と百分の一・七の税率との間を取るべき税率を指示することができると、こういう改正でございます。これに対して衆議院におきます修正案は、市町村が百分の一・七の税率で固定資産税を課税しようとするときは、一応本則としては全部届け出なければならぬ、こういうふうにいたしました。ただし、一の納税義務者が持つております固定資産に對して課せられるべき固定資産税の課税標準額が、全体の課税標準額の三分の二以下である場合には届け出る必要はない。そのほかに、さらに改令で定める場合にはこの限りではないということと、要するに、届け出を要する場合を政令でさらに限定するようにしよう、こういうのが修正案の内容でございます。

○鈴木壽君 そこで、原案についてのお尋ねですが、「百分の一・七をこえる税率で当該年度分の」云々と、こうありますが、百分の一・七というのは、いわゆる標準税率百分の一・四ですね、これを〇・三としておるわけですが、しかし、

制限税率の最高は二・一ですね。だから、いままでの税法から言えば、さつきも住民税のところでは制限税率の問題を言ひましたけれども、まあ、いとか悪いとかいうことはともかくとして、制限税率内であれば、これは自治体の自主的な立場でどれをとるかというものは、条例によつてきまれば決定できる、こういうのがたてまえだと思ひますね。それをさういうたてまえであるのに、「百分の一・七をこえる税率で」云々と、こうありますが、こえた、たとえば百分の一・八というような税率で課税しようとした場合には、なぜ自治大臣に届け出なければならぬのか。あるいは自治大臣はそれを受けて百分の一・七で押さなければならぬというふうな、百分の一・七までの間に「百分の一・七からその上になると思ひますが、いづれ、ここからここであらう税率をきめなさい」という指示をしなければならぬ、いふ必要があるのかないのか。さういうことが、いまの税法のたてまえからいって許されるかどうかですね。そこから辺どういふふうにお考へになつてゐるのですか。

○政府委員（松島五郎君） 御指摘のように、制限税率は百分の二・一でございますから、一般的に申しますならば、標準税率の一・四をこえて制限税率の範囲内においてどのように税率を決定するかは地方団体にまかされた問題でございます。ただ、ここで法律案にもございしますように、一人の納税義務者がその町なり村なりの固定資産税の三分の二以上の負担をするという場合には、よりましては、税率を引き上げるということによりまして、その一人の納税義務者の負担というものは非常に大きく変わつてくるわけでございます。で、さういふ形の場合には、やはり税率をきめる場合にあたつては慎重な配慮をしていただくべきではなからうか。特に具体的に申しますならば、こういう事例がございします。主として発電所の所在する市町村でございます。税率の決定は市町村の一定の範囲内においては自由でございますけれども、それには市町村の議会の議決を経てきまるわけでございます。たくさん納税義務者、少なくともその村におられます方々の負担につきましては、村なり町なりの議会において十分審議の上決定をされるわけでございますけれども、いま申し上げました発電所のような場合に、その村の固定資産税の三分の二以上も納めるといたしまして、直接的な税率決定についての発言の機会を持たない場合が少なくないわけでございます。さういふ点を考へますと、やはり税率を決定するに於いて慎重であることが望ましい。その慎重を期していただくために、自治大臣がある程度意見を申し上げて指示をするということができる道を開いておきたい、こういうものでございます。

現在の税制のたてまえから許されるか許されないかというお尋ねでございますが、実はこれと同じ制度が昭和二十九年から昭和三十三年度まで、全く同じような内容の制度があつたわけでございます。その後制限税率が——その当時二・五でございましたけれども、制限税率を二・一に引き下げます機会に一応廃止をいたしましたわけでございますけれども、やはり今日の運営の実態から見ましても、なお必要があるのではないか、かように考へて提案をいたしましたものでございます。

○鈴木壽君 いや、法律になつてしまへば、あるとかないとか言つても、それはあることになるのだから、それはそれで話はそれつきりですがね。前にあつたものが制限税率、当時二・五であつて、北海道、東北とかいう、べらぼうに高い率で固定資産税を徴収しておつたというふうなことで問題になつて制限税率を二・一まで下げましたと、そのときに、前にあつたやつもなくなつたと、さういふのですが、だから、なくなつたといふことは、二・一の範囲であればそれは自由でいいのだ、自由といふのは少し言ひ方が変でありますけれども、それはまあ、あと自治体の自主的な判断、考へ方でやるべきことなんだということではなくしたわけですね。だから、その精神は私はずっといまも続いていると思ひ、それをまたひっくり返して制限をつけなければならぬとい

けでございます。たくさん納税義務者、少なくともその村におられます方々の負担につきましては、村なり町なりの議会において十分審議の上決定をされるわけでございますけれども、いま申し上げました発電所のような場合に、その村の固定資産税の三分の二以上も納めるといたしまして、直接的な税率決定についての発言の機会を持たない場合が少なくないわけでございます。さういふ点を考へますと、やはり税率を決定するに於いて慎重であることが望ましい。その慎重を期していただくために、自治大臣がある程度意見を申し上げて指示をするということができる道を開いておきたい、こういうものでございます。

現在の税制のたてまえから許されるか許されないかというお尋ねでございますが、実はこれと同じ制度が昭和二十九年から昭和三十三年度まで、全く同じような内容の制度があつたわけでございます。その後制限税率が——その当時二・五でございましたけれども、制限税率を二・一に引き下げます機会に一応廃止をいたしましたわけでございますけれども、やはり今日の運営の実態から見ましても、なお必要があるのではないか、かように考へて提案をいたしましたものでございます。

○鈴木壽君 いや、法律になつてしまへば、あるとかないとか言つても、それはあることになるのだから、それはそれで話はそれつきりですがね。前にあつたものが制限税率、当時二・五であつて、北海道、東北とかいう、べらぼうに高い率で固定資産税を徴収しておつたというふうなことで問題になつて制限税率を二・一まで下げましたと、そのときに、前にあつたやつもなくなつたと、さういふのですが、だから、なくなつたといふことは、二・一の範囲であればそれは自由でいいのだ、自由といふのは少し言ひ方が変でありますけれども、それはまあ、あと自治体の自主的な判断、考へ方でやるべきことなんだということではなくしたわけですね。だから、その精神は私はずっといまも続いていると思ひ、それをまたひっくり返して制限をつけなければならぬとい

う考え方が、少し私はおかしな考え方じゃないか。確かに具体的な、いま例としてあげられたようなことはちよつときついなと思ひます。発電所とかなんと大きなやつがあつて、小さな山奥の村に急にダムができた発電所ができたということのために、村全体のいままでの固定資産税のそれよりも、一カ所であるものがそれ以上になるのだというようなこともないわけではないと思ひます。しかし、だからといって、これはもう何といひますか、会社に気の毒とかなんとかいふことでこれをやるのはおかしいので、しかも、法律でそういうことをさせるということは私はおかしなことだと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 私どもが具体的に調査をいたしましたところでは、一の納税義務者が所有する固定資産がその市町村の固定資産の課税標準の総額の三分の二をこえ、かつ、一・七以上の税率で課税をしておりますところは、二十三団体ございます。そのうちで極端なものは、一つの納税義務者がその市の九七・七％という固定資産を持つてゐるという場合もございます。そういう場合に税率を上げる、その上げること、こういう納税者が直接上げることと参画をするような仕組みにおいて上げられますものであるならば、これは市町村の自治として当然のことであると思ひますけれども、実際問題として、発電所があるだけで、そこに何と申しますか、議会に意思が反映するような方法も実際問題としてはなかなかないというふうな場合に、税率を上げるということにつきましては、やはりそれ相當の慎重な配慮が必要ではなからうか。かような観点から、こういう改正案を考えているわけでございます。前にあつたものをやめたのだからもう要らないという判断をやめたのであろうという御指摘でございますが、確かに、その当時そういう規定がございましたけれども、実際にそれによつて具体的に指示をした事例はなかつたのでございます。そういうような事情もございまして廃止をいたしましたわけでございますが、しかし、税負担はやはり相対的な

問題でございますから、制限税率が下がる、下がったのだからいいというふうに見えるか、下がった制限税率の範囲内でも、やはり相対的に負担の重くなるのはできるだけ慎重に取り扱つたほうがいいと考えるかという問題はやはりあり得ると思ひますのでございます。そういう観点からこういう規定を設けようとするものでございます。

○鈴木壽君 これはまあ幾つかの事例、いまあなたおっしゃるような幾つかの事例はあると思ひますが、そしてまた、中には何といひますか、まあ、そういうものができて、これ幸いと、よくねらい撃ちとかなんとか言われますが、そういう気持ちがないわけでもないと思ひます。しかし、これはきつめて特殊な場合であつて、そういうものは私は県なりあなたの方の指導でやるべきものだと思うのです。さつきもちよつと住民税の制限税率のことで申し上げましたが、もしこういうことで自治大臣の権限で指示したり、変更したりというふうなことになる、住民税の場合だつて、そういうものはないと思ひます。しかし、そんなことはすべきじゃないんだし、これはあくまでも指導、その面で解決をはかつていかなきゃいけない仕事なのであつて、何かの法律でこうして自治大臣が指示することができるといふようなことでやりますと、これはほかのほうにも影響してきますよ。これだけは別だということではないんです。根本的ないまのこういう税制度のたてまをくずすことになる。ちつちやいような問題でありながら、私は非常に大きな問題だと思ひます。これは困つたものだと思ひます。私のほうも、もしそういうふうな事例のものがたくさん出てきたらなんかすねね。しかし、だからといって、こういうふうな自治大臣がそれに指示を与えたり、あるいは変更を求めたりする、こういう一つの権力が加わってくるというふうなことにしては、これは考えなきやいけません。こういう問題は私は安易に考えられないと思ひますが、いかがです、政務次官。

○政府委員(細田吉蔵君) いまおっしゃいました

ような点につきましては、衆議院の地方行政委員会でも非常に深刻にこの問題は論議を続けられた問題でございます。行政指導でやるべきじゃないかと、こういう御意見についてももちろん検討いたしましたのでございまして、ただ、実際にはこういうものが以前はあつた、その後なくなつた、そのために行政指導ではうまくいかないと。俗なことばで言へば、ひどい事例があらわれてきておる。こういうことから実は、言うなればぎりぎりのところだと思ひます。行政指導でいいじゃないか、いや、これはやらなきやいかぬといふのは非常に微妙なところでございます。表現になると、今度は届け出、指示といふことで、いやにきつくなつたようでございますが、実際はすれすれのところでございまして、以前、昭和三十四年改正まであつた制度でも、これは先ほど申し上げたように、一ぺんも出ておらない、届け出も、指示も行なわれておらない。ですから、私たちは、指示権が実際問題として非常に地方自治に大きく干渉する、こういうふうな運用は私たちは絶対避けていかなければならない、こういうものができるとなつて、あまりにも常識はずれといふか、め

けれども、安全弁といひましようか、そういうものになると、こういうふうな運用を期待して、届け出が出たら、これは相當の事情があつてこうなつたといふことで、それはそれとお認めましようが、そういうものだけが出てくると、こういう運用にせひ私たちは今後やらせていただきたか、かように思つておるようなわけでございまして、なお、固定資産税だけではおかしきやないかと、住民税その他でもいふお話もございしますが、しかし、この場合は市の理事者がおられるから……

○鈴木壽君 それは私はつてたりで、そんなこと言つてゐるんじゃない。そういうことにもなりかねないといふことであつて、それをやれといふことじゃないのです。

○政府委員(細田吉蔵君) わかりました。それ

じや、以上申し上げたようなことでございします。

○鈴木壽君 これは実際の例として、ひとつどこでどういふことが起こつてゐるか、二、三知らしめていただかせんか。

○政府委員(松島五郎君) いま一番税率を引き上げましたことによりまして大きく超過課税額のふえております事例を申し上げます、福島県の只見町におきまして税率を一・八五に引き上げておりますが、その一・八五に引き上げることにによりまして、この一の納税義務者だけで七千万円の超過税負担をいたしておるのでございます。で、この村におきましては、この一の納税義務者の持つております固定資産の課税標準額が全体の九四・五％を占めております。したがひまして、あとの五・五％が一般の方が持つておられる資産についての固定資産税でございますので、一・八五はもちろん一般の方にもかかるわけでございしますけれども、一般の納税義務者の方は大体三百万円程度の税負担がふえるといふのに対して、この一の納税義務者が七千万円の税がふえる、こういうことになるわけでございまして、そういう点から言へば、やはりある程度慎重な配慮をしていただくほうが適當ではないか、かように考えておるわけでございします。

○鈴木壽君 いまの只見町の場合、それはあれです、一・四標準税率ね、それを一・八五、すなわち〇・四五ふやしたことによつて、その発電所関係においては七千万円、一般では三百万円ですか、そういうことになるんだと、こういうのです。

○政府委員(松島五郎君) はい。

○鈴木壽君 大きいんですが、七千万円もね、大きいんですが、何とかしなきゃならぬということ、やっぱりこれは気の毒だし、発電所なんかにはいろいろな——特典もないわけじゃない、あつて、それにしても、いづれ、ちよつと率をいじつただけで、七千万円も八千万円もということになると、なかなかこれはたいへんなことだと思つて、気の毒だし、何とかといふことは私も考

えるが、その何とかの方法を、あなた方が意図したような改訂の改訂の方法でやること
が一体どうかということなんです、私は。

○政府委員(松島五郎君) 確かに御指摘のとおり、こういう形にいたしますことは、私たちがいたしまして、まことに残念なことでございます。当該町村が良識を持って処理をしてくださることを望ましいというふうに考えるものでございす。ただ、先刻も申し上げましたように、前にもこういう規定がございましたけれども、実際にはその規定によって指示をいたした事例がございせん。やはり、そういうことを申し上げるのいかかかと存じますけれども、こういう規定が置かれますことによつて、それぞれの町村においても十分慎重な配慮がなされるということになりますならば問題は解決するわけでございまして、私も、こういう指示権があるからといってそれを乱用するということをも頭考えておるわけでもございせんし、むしろ、そういう指示がなくて事務が円滑に進むことを期待しておるわけでございす。

○鈴木壽君 まあ、こういう法律があれば自重するだろうということを期待しておるようですが、ね、こういう法律があつて自重するようでしたら、あなた方の指導なり、果のほうだつて、これは無関係にもいられないと思ひますから、そういうような指導とか、何かそういうことでケリがつくんじやないですか。従来もあつたけれども使わなかつた。いま、今度つくるのだが、これは使わなかつてもいいようにやりたいのだ。それではなかつたので、指導で何とかやれるという、そういうことなんでしょうね、実際は。

○政府委員(松島五郎君) 私どもはこの法律ができました場合の運用の心がまえについて申し上げたところをございまして、指示権によつて何でも押えるというように考えないで済むように、当該町村も適切な配慮をしていただくことを期待していると申し上げたわけでございすけれども、だから法律は要らないではないかといふこ

とには、まあ必ずしも結びつかないように考えられます。で、私ども指導でやればいかどうかという問題については、ずいぶんこの数年來考えてきたところをございまして、しかし、なかなか指導と申しまして、今日の段階では、法律の根拠なしに、単に指導だというだけではなかなか問題が解決を見ず、かえつて問題をこじらすというやうな場合も少なくございせんので、こういうやうな規定をあえて設けていきたいというふうに考えておる次第でございす。

○鈴木壽君 じゃ思い切つて制限税率のほうに手をつけたらどうです。ここに固定資産税の場合の超過税率の調べがありますね。一・八以上というのはあまりありませんね、これは。町村で百五十二・五・六というのがあります、大きい町のほうではあまりないですね。こういうことから言つても、むしろ超過税率の全体の制限税率の、全体の率が二・一というのをとつて、その間であつた実質的にやらせるという、こういうこともこれは考えられる一つの方法ですわね。

○政府委員(松島五郎君) 何度も申し上げますように、私どももこういう規定を設けようとする趣旨は、ほんとうに特殊なところについての問題でございまして、先ほども申し上げましたように、一応現段階で該当すると考えられますのが二十三町村でございす。したがつて、そのうちで実際の問題になりました場合に、二十三全部が税率を指示しなければならぬというふうな事態にはならないともしろん考えられるわけでございす。そういう点を考えてみますと、このことがあるからといつて、全体の市町村の制限税率を上げるということにはなお問題があるのではないかと、うふうに考えているものでございす。

○鈴木壽君 しかし、私必しも全体の制限税率の引き下げということを私も本気で言っているのでもないのですけれども、しかし、こういうことを、いわば一つの干渉ですわね、大きな特殊な例であつてもですよ。干渉するよりは、まあ同じ干渉でも、率のほうで押えること。国会のその場

できてもらつたほうがよほどやり方としてはいいのじやないか。やはり私としては、いまのままにしておいて、こういう特殊な例だとは言いがたから、このままにしておいて届け出をしなければならぬ、自治大臣がこれこれこういうパーセントにしないといつて指示をしなければならぬといふことはどうしてもおかしいと思ふのだよ。事は小さいやうだけれども、さつきもちよつと言つたように、それこそ地方自治の根本に触れる問題だと思ふのです。自由裁量のある程度許しておいて、その中でやろうという場合に、どうもそれはおかしいから自治大臣に持つてこい、自治大臣はこういうふうなきめてこれをこういうふうにする、とせるといふのは、これはどう考えても矛盾しますね。

○政府委員(細田吉藏君) 鈴木先生の御意見もわからぬわけではございせん。したがつて、これを提案いたしますまでは、まあいろいろ検討をいたしまして、その結果出したわけでございす。まあ先生もおっしゃいますように、これはやはり常識的に考えては気の毒だ、あるいは、こういうことをやつてはいかぬといふことはお認めになつておるやうでございす。その中で行政指導ということがあります、その中で行政指導の指導のあり方というのについては、これはまたよほど考えていかなければならぬ面が私どもはあります。実はその面も私たちがございす。これは出しますまでは考えたわけでございす。やはり、いわゆる行政指導というものは、かなり厳重な私は限界を設けるべきではないか、こういうものが行き過ぎになつてはいけないううふうに考えるものでございす。こういう問題について行政指導、これをやらなければ、別なことばで言へば、これで何とかしなければならぬに考えがあるといつたやうなことは、これは厳に避けるべきことでありまして、そういう点から考えまして、制度として一応設けて、先ほど私が申し上げたやうなことにしてはどうかと、こ

ういうことでございす。

それから制限税率自体を下げるか上げるかという問題は、私は本件の問題とはまた別個な問題でございまして、二・一という固定資産税の制限税率が安いのか高いかといふことは、もう少し全体的な問題として検討するべきではなからうかと、かように考えております。

○鈴木壽君 私はどうしても納得できませんが、百分の一・七をこえる税、特別な例だということなんだけれども、どういふことなんです。そうすると、これは修正案にも、どうもちよつと書き方を改めたがらうで、修正案そのものも変わつておりました。指示をすることができなくなつておりますから、どうですかね、ちよつとこの点について答弁、どうも私は納得できませんし、もう一度考えて、あしたあらためて考え方を聞かせたい。ただよくにしたいと思ひますので、この点については保留をさせていただきますようにお願いいたします。

それでは次に、電気ガス税の非課税の期限を延長したこと、それから新たに非課税品目に追加したものが、三年間の非課税期間を設けてやつて、その二酸化マンガンと四品目ですね、今度は期間満了にかかわらず、それをずっと今後非課税扱いにすると、こういうのだと思ひますが、当初三千年間の非課税期間を設けてやつたその理由、また、今度それが満了したにもかかわらず、それを延ばさなければならぬという理由です、これをひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(松島五郎君) 新製品につきましては、一定の条件がございす。その条件に該当しますものにつきましては、一応三年間の非課税期間を設けてまして、その三年を経過したところでさらに検討をいたしまして、電気料金の占める割合が製品のコストの中で五割以上であるかどうかというやうな点を検討いたしました。その際の検討の結果、あるものは非課税からはずし、あるものは期限内の非課税にする、こういうやうな取り扱いをいたしておるものでございす。今回追加いたしました

た金属マンガン及び二酸化マンガン等につきまし
ては、そういうような検討をいたしました結果、
条件に該当するものとして非課税規定に加えたも
のでございます。

○鈴木審判 電気が非課税扱いについて
は、これは税法の改正の問題が国会にかかり委
員会に出ることに問題になっておるのですが、い
ままでですと、この非課税品目というものでき
るだけ整理していく、こういう方向で検討したい
ということの答弁があったと思うのです。しか
し、実際は年々非課税品目がふえる。いわゆる新
しい製品といいますが、そういうものがどんどん
出てくるからかもしれないが、それから当初期
間を定めて何年間かその期間での非課税措置、こ
ういうことであつたにもかかわらず、今度はコス
トがどうか、コストの中に占める電気ガスのそ
れがどうかという、まあ、いろんなことで、期間
が過ぎてまたそのまま非課税の対象になる、こ
ういうことをずっと繰り返しておるのであります
が、これは政務次官にお聞きしたいのですが、一
体、政府としては、こういうものに対する課税と
いうようなことについて、実は私はルーズな考え
方を持つておると思うのですが、どうでしょう、こ
れは。

○政府委員(細田吉蔵君) あとから申し上げま
す。

○政府委員(松島五郎君) 電気ガスの非課税に
つきましては、毎度御指摘を受けておるわけでござ
います。現在までこの電気ガスの非課税が
乱に流れないようというところで、ずいぶん関係
各省の間でも協議をいたしました。また、税制調
査会の答申等もございまして、一応乱に流れない
ようというところで基準を、内部的な基準ではござ
います。が、これを定めておるわけでございます。これはも
うすでに先生御承知のとおりでございます。重要
な基礎産業であるということや、あるいは製品
コスト中に占める電気料金の割合が五%以上であ
るというようなことを基準として、検討をしてき
ておるわけでございます。で、御指摘のように、

毎年度ふえるということでございますけれども、
最近の科学は日進月歩でございます。新しいも
のがどんどんできてまいりますので、どうしても
そういう基準を動かさない限りは、それに該当す
るものの数はふえてくるということになるわけで
ございます。ただ、全体としてその基準を含めて
こういう非課税規定が多いことがいかにどうかと
いう点については、御指摘のように、いろいろの
問題のあるところでございまして、私も、機
会あるごとに、この問題を根本的に整理をいたし
たいということ而努力をしております。ございま
すけれども、なかなか一たん非課税になりましたも
のを洗い直して、あすから課税をするということ
は、言うべくして困難であるというようなこと
で、前進をしないというところは、まことに遺
憾でございます。けれども、ただ、気持ちいいとい
ましては、そういう方向でなお今後とも努力をい
たしてまいりたいと考えております。

○鈴木審判 これは率直なことを言う、これは
あなた方のいま述べられたような意図、こういう
ことで、いわゆる検討すべきものだ、その方向は
やめるものはやめる、整理するものは整理する
というところで検討すべきものだということを考
えているけれども、そうさせないものがあるん
です。通産省あたりだ、率直に言つて。これは
きよう通産省、呼んでいませうから、そういうと
ころに私、政務次官からちよつと聞きたいと思
うが、政府全体として取り組み方にルーズなところ
があると思うのですが、あなた方を私に責め
てばかりいるんじゃないですか、あなた方でもど
うにもならぬものがあるから、次から次へと通産
省から持ち込まれるでしょう。通産省の何か情報
省から持たされるでしょう。これは非課税品目
に追加することに成功したとかないとかいうこ
とを、ほんとうです、情報みたいなものにと
きき出るんですよ。今度はこれをぜひ追加させ
なさいといかないとか、この期限をもっと延ばさ
ないかといかないとか、この期限をもっと延ばさ
ないかといかないとか、どうも抗し切れず

じゃないかと思うのだ。まあ、そんな冗談ことは
ともかくとして、それがほんとうじゃないかと思
うのだ。そこで、確かに、新規の製品とか電力
をたくさん食う、これはもういまになると、新規
であるが古いものであるが、電力を食わない
ものはなくなつてきているんだ、ほんとうを言
えば。と同時に、たとえばコストの中に占める割
合が五%以上、まあ、これは一つのめどでし
う。これは計算からすれば、そういうものを五
か六%あるは一〇%、一五%と出てくるかも
しませんが、一五%とか一〇%とかいうこと
を設定して非課税にしないやならぬということ
は、その製品の価格に對してどう影響してい
くか、それが国民の生活にどう影響してい
くかを考へて、いわば国民負担なりコスト高に
なる価格の上昇が、国民生活に、しかも、主とし
て基幹産業なんかを当初やりましたから、そう
いうものに影響したんじゃないかという面、これは
減税が行なわれておると思うのです。いまに
なつて、そういう効果が一体どうなつてい
るかという調査は一つもない。はたして製品の価
格なり、そういうものの中にこの減税に見合つた
分だけのそういうものが生かされて織り込まれて
おるかどうかということ、これはだれもつかめ
ない、一応コスト計算の中には、電力料金、い
ろいろあるかもしれないけれども、なかなかはつき
りしたことはだれもわからない。だから、私はそ
ういふうなものを一たん洗つて、こういうもの
の措置による経済効果というものは一体どうな
のか、それが生産なり、あるいは、われわれの生
活、社会経済の上に一体どうなつてい
るところまでやつていかないと、ただ、また、
さつきも言つたように、通産なり関係の業界な
り、そんなものに押しまわられてばかりい
ないで、全部をいまやめてしまふとか、全部を半分に
してしまふといふことは、そんなむづかしいこと
はないが、この並べられてある品目を見ても、
こんなものまでというものが幾つもあ

ね。従来の情性で既得権みたいになつてい
る、けつこうそこではもうけている企業、こういう
のはやはり私は嚴重にメスを入れて、先ほど言
つたように、非課税品目というものを整理し縮
少していくという、そういう方向でやらなければ
いけないと思うのです。そういう意味で、私は、こ
れは税務局長や課長さんなどのこの言つた
しうがないものですから、次官から考え方を
ひとつ聞きたいと思ふ。

○政府委員(細田吉蔵君) もう大筋はおつし
やるとおりだと思ふ。単に電気ガスの減税問題
だけではない、やはり課税上の特例のいろいろ
な措置というものについては、どうも減るほう
が少なく、とにかく、どんどんふえる形である
というところは、争われない事実だと思ふ。しか
し、これはやはり私どものほうでも始終いろいろ
な調査はいたしておるわけでございまして、様
子も必ずしもできたときと同じではないと思
ふ。値段も変わつてまいりました。コスト計算も
変わつてくるわけでございまして、やはり、あ
る時期をきめて、そういうものについては洗い
直すといふまいしょうか、再検討するといふこと
は必要だと思ふ。そういたしませんと、結
局、変な既得権の上に眠つておるというや
うなところのものができてまいる。そういう点に
ついては、始終やることも必要でございますが、あ
る時期に、やはり相当時間のたつたところでも
う一べん洗い直す、こういうことが私は必要に
ないか。これは電気ガスの問題に限られ
ない。そういうふうにも考えておられて、基本的
には、鈴木先生のおつしやつたような考え方、私
どももいたしましては、かなり嚴重にいろいろ
いたしておるつもりでございます。まあ科学技術の
進歩で新しくできるというふうなものについて
は、これはある程度考へていかなければならぬ
、これはそう思ふ。しかし、これまでのものが
一体、できたときと同じ状況であるかどうか、そ
ういふ点については、絶えずまた実際問題とし
て、ある時期に洗い直す、こういうことが必要で

はないか、さように存じておる次第でございます。

○鈴木壽君 次官、ほんとうに検討いたしますか。電気の非課税のさつきにいたしたこの表によつても、四十一年度では二百十二億圓、四十二年では二百三十億圓、四十三年では二百五十億圓、ずいぶん大きな減税をやつてゐる。あたりまえであれば当然これだけ入つてゐる。市町村もこれであつて潤うことができると思ふのです。いま市町村の電気ガス税といつたつて、これの倍ぐらいが、ちよつとぐらひですわね、安い。いま幾らでしたつて、ちよつといまは半分には達しないようだけれども、いづれにしても相当大きな額になっていきますよ。だから、全部を私も、さつき言つたように、やめてしまへというやうなむちやなことは申し上げませんが、いま政務次官がお答えになつたように、やつぱりひとつつかり洗い直してみなければならぬ。そして新製品であり、電力をたくさん食つて、コストの上でもそれに課税するしないによつて明らかに影響があると思ふところ、しかも、それをやつてもなおかつ採算のとれないやうなところも、新製品の場合には出てくると思ふ。そういう場合にはかける。少しきつといひ方だけれども、かけるやうなこともしないと、洗うといつても、なかなかこれまた洗ひ去ることはできない。もつとやはり非課税する場合の条件といひますか、ひとつさういふものを考え直してやつてもらはないとこれはいけないと思ふのです。

○政府委員(松島五郎君) 電気ガス税の問題については、しばしば御指摘を受けているところでございまして、ただ、産業用電気につきましては、私どももいたしまして、できるだけ非課税全般の問題の一つとして整備をしたいという考えは持つておりますけれども、一方に、こういう消費税を原料に課税することは、消費税本来の性質から、税法上の問題として適当でないという意見もなないわけではございません。そういった点から、製品コストの中に占める電気料金の割合が高いと

いうところに一つめどを置いてこういうやうな取り扱ひをしてゐるわけでございますが、ただ、先ほどもお話がございましたように、何年かたつてまいりますと、それが非課税になりましたときに必ずしも同じ状況でないものもあるわけでございます。その辺につきましては、私どもも、時期を定めて厳重に調査をいたして適切な措置を講じていくように今後とも努力をいたしてまいりたいと思つております。

○鈴木壽君 いま局長の言われたことにも関連しますが、もう一つは、よく総理なんかも、電気ガス税は悪税だとか、やめたいというやうなことを言われてゐる。そうすると、これは単にいま企業に對するやうな非課税の問題だけではないに、電気ガス税全般の問題として、いわゆる消費課税として、一般の人の生活の、まあ、いわば必需品みたいな、さういふものに對するやうな課税、これがいまの程度でいかどうかという、さういふ意味でやつぱり考えなければいけないと思ふのです。ガスの免税点の引き上げがなされてゐるやうでありますけれども、ガスの免税点の引き上げがこの程度でいいのかどうか、あるいは一体、電気はそのまゝ据え置いてもいいのかどうか、こういう問題も実はあるわけですから、だから、さういふ問題も、やはり電気ガス税全体の問題として、これはやつぱり検討していかなければならぬと思ふのです。さういふ意味で、私がさつき申し上げたやうな点も含めてこれはやらないと、これは妙なものになつてしまふ。ある意味においては、総理や通産大臣をやつた人は、みんなさう言ふのです。池田さんもさうでした。佐藤総理も、通産大臣をやつた人はみんな、これは悪税だと言ふ。悪税なら悪税のやうにそれこそやめるか、あるいは、いいものに直すか、これはどつちかにしなければいけないと思ふ。私は、あの人たちが言つてゐる悪税というより別の形で、いまのやうな形の電気ガス税は私は悪税だと思ふ、いまのやうな形のね。電気ガス税そのものが悪税ではなくて、いまの形の、一般の者に對してはいろいろな

負担がかかつておつて、変なものを非課税にしてゐる、こういうやうなあり方の電気ガス税は私は悪税だと思つてゐるのです。まあ、それはともかくとして、私は、この問題を税法の改正のときにいつもものを言つてゐるのでありますけれども、ほんとうに税といふものを考えた場合に、これはゆるがせにできない問題だと思ふのです。あわせて、私は、実は租税特別措置法について、地方税へののはね返りを私は問題にしたい。今度も租税特別措置法、例によつてゐる出てきて、いま資料もいただきました。四十三年度非課税措置による減収額試算の地方税関係のこの資料を見て、「国税の租税特別措置による地方税の減収見込額」、「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」、こゝにありまして、総計が八百三十九億圓です。まあ隣の欄には、これは地方税の、いまの電気ガス税なんかを含めた地方税だけの非課税措置による減収見込みですが、国の租税特別措置による地方税の減収額が八百三十九億圓にも及んでゐるというのを、しかも、具体的にいろいろな項目を見てまいりますと、さういふものを地方税に背負わしてゐるのかどうかという点が幾つもあるんです。これは、国が産業政策上あるいはいろいろな輸出増進とか、いろいろな形で国がある程度の特別措置を講じてゐることは、これはあり得ると思ふんです。政策問題として、それが今度すぐ地方税のそれにまでみんな及んでくるやうな形、形といふものは、これは私は筋が通らないと思ふ。さつきの一時間の関係もありますから、租税特別措置のことをあまり一つずつやつてもいられませんが、どうです次官、電気ガス税その他の地方税における非課税措置の検討とともに、この租税特別措置による地方税への影響、関係をこれはひとつあわせてぜひ検討して、できるだけだけですが、地方税にはね返らないやうな方向をひとつ打ち立ててもらいたいと思ふんです。いかがでございますか。

○政府委員(細田吉蔵君) 電気ガス税につきましては、先ほどの免税のほか、いろいろな基本的

的な問題があるという御指摘がございました。これは国会の論議の中でも、しばしば出ております。どういふ解釈をするにいたしましたか、これは電気ガス税そのものについて検討しなきゃならぬといふことは、われわれに与えられておる課題であると承知いたしております。私どものほうの大臣も、まあさういふ問題につきましては、特に非常な関心を持つておるわけでございます。さういふ点で根本的な電気ガス税のあり方というやうな点についても、ひとつ十分検討をいたしたい、ただ、さういふことを申してはなんです、七百億以上の実は税収入といふやうなことになるやうな点に、なかなかこれについての考え方が、全般的な問題との関連を考えなければいけないといふやうな問題が出てまいつておりますので、困難ではあるわけでございます。しかし、さういふ点について、われわれはやはり基本的な問題として考えてみたい、かように思つておるやうな次第でございます。租税特別措置の問題につきましては、税務局長からお答えいたさせます。

○政府委員(松島五郎君) 国税の租税特別措置の影響が地方税に及びますことにつきましては、私どもとしては、原則的な考え方としては、できるだけこれを排除していくという考え方に立つておるわけでございます。ただ、現在の地方税と国税との間の課税技術上の問題も、いろいろむづかしい問題がございまして、たとえば法人税割りのやうに、法人税額そのものを課税標準にいたしますやうな場合には、租税特別措置で法人税額の減税が行なわれまして場合には、結局、それをそのままとつていく以外に、課税技術的に困難であるといふやうな理由もございまして、あるいは事業税におきまして所得の計算にいたしまして、原則的には国税の計算をいたします法人所得をとつていくわけでございますので、その間に特別のものだけをはずすとか加えるといふやうなことがなかなか課税技術的にむづかしい問題がございまして、したがって、私どももいたしましては、その辺の

問題の解決をはかりながら、できるだけ地方税に影響の及ばないように努力をしておるわけでございます。たとえば資本構成の是正のための法人税の特例措置、あるいは合併法人の合併助成のための課税の特例措置というような制度がございますけれども、こういうようなものにつきましては、法人税額なり法人所得なりを、そういった特例措置なしに一回出しまして、その上で税額控除を法人税でするというような立て方をとっておりません。それで、私どものほうとしては、地方税の住民税なり事業税の課税上混乱の起きないような形で両者の影響を遮断する、こういうような方法を最近はおとそうようにとめてまいっておるわけでございまして、そういうような点の配慮も加えながら、今後とも、御指摘のような問題については、できるだけ地方税に影響の及ばないような措置を講じてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 税調の答申等を見ましても、租税特別措置の問題については、いつも触れておいて、しかし、残念なことに、あの答申というのは、具体的なことをやってくれないのだ。いわゆる、検討すべきであるとか何とかというくらいで、もう少し具体的に答申を出してもらいたい。もう少しいつだいが、そういうところで私どもも不満などあるが、いずれにしても、答申も出ておるし、これは私どもの所管外です。租税特別措置というものは、だからこれについてはどうのこうのとあまり申し上げませんが、この整備をするのと同時に、この地方税へのね返りということの遮断については、これは極力やってもらわないといけないと思うのですが、さっきもちょっと申しましたように、全部が全部だめだ、こういうことではもちろん、これはないのでございまして、十分ひとつやって、何とか来年度あたりには一つの方向が出るような努力をしてみたいと思うのですが、どうでしょう。そこまで政務次官、あれですか、来年度もこの税制改正があるかないかわかりませんが、次の国会あたりまで、いかがでございますでしょうか。

で、いかがでございますか。

○政府委員(松島五郎君) 先ほど先生からお話のございましたように、税制調査会等におかれましては、租税特別措置の整理合理化につきまして、しばしば答申もされております。私ども、国会でもいろいろ御指摘をいただきまして、その合理化に努力をしておるのでございます。ただ、いづれの問題にいたしまして、全体として見ますときには、非常に問題の考え方がいろいろあるわけでございますが、個々の具体的な問題になりますと、できますにはそれぞれ理由があるというふうなことから、なかなか現実の問題としてはむずかしい問題があるわけでございます。したがって、ある時期を定めて、一刀両断に一挙にというふうなことはなかなかできないのでございまして、こういうことを申し上げると、努力が足りないとか、あるいは熱意がないとかいうお叱りをいただくかもしれませんけれども、私どもいままでやってみましたが経験から申しまして、ある日を定めて、その日から全部あるいは大部分というふうなことを考えましてもなかなかできません。そこで、この問題の解決は、結局もうたゆまない努力以外にないわけでございまして、一つでも、二つでもというつもりで努力をいたしてまいりませんと、なかなか解決しないという状況でございます。もうしんぼう強く努力を続けていくというふうな方向で問題の解決をできるだけはかっているというふうに、かように考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 政務次官どうです。ひとつこれは大蔵、それからまあ企業関係ではさっきの電気ガス税の非課税の問題じゃないですが、通産あたり、特にいろいろあるの、自治省だけがひとりどうこうするということの問題ではもちろんありませんから、これは政府内部の問題として、このための努力をしていく、さっき申し上げたような方向での努力をしていくということ、何かさういうふうな、実際に検討する機関でもないでしようが、何かつくって、一緒になってやっていくという、そういうことでもしないと、あなた方だけではこれはどうにもならぬと思う。あなた方がかりにこういうふうなすべさだといつてやっても、通産や大蔵ではすぐはねるでしょうから、何かさういうふうなかつこうでこの問題に取組む、そして、これはもちろん一挙に全部というわけにいきませんから、税務局長が言うように、そのうちのひとつでも、二つでも、三つでも解決をしていく、こういうことに進まざるを得ないと思うのですが、そのくらのことをおやりになる決意はございませんか。

○政府委員(細田吉蔵君) ただいま税務局長からお答えをいたしましたように、実際問題として非常に困難な問題であると思いますが、しかし、ことには相ならぬと私どもは思います。したがって、まして、自治省といたしましては、先ほど来の問題、また、ただいまの問題につきましても、将来において十分検討をいたしまして、私たちの意見として、ひとつ関係の各省に話を持ち込む、そしてできる限りの努力をいたしてみたい、かように考えます。

なお一つの方法といたしましては、私どもは合を開く云々ということとは、やはり税制調査会がございまして、税制調査会で、先ほど先生のご質問の中にもあったわけでございますが、御質疑の中にもあったわけでございますが、御質疑の中にもあったわけでございまして、私どもは努力すべきである、かように実は存じておるようなわけでございまして、できる限り困難な問題と正面から取り組んでみたい、かように存じておる次第でございます。

○鈴木壽君 実は税制調査会等でもう少しはつきりした具体的なことを出してもらいたいというの、私は、私もさっき申し上げたし、あなたもそれに期待をしていると言っているが、ところがあそここのままでのやつを見ますと、あそこ期待するのにはちよつと無理なようです、ほんと。あの人が叱られるかもしれぬけれども、どうも中には企業代表、産業代表、財界のいろいろなメンバーが

何人もあつて、口を開けば企業のための減税なり、あるいは資本蓄積のためにはこうしなければいかぬとか、輸出振興のためにはこうしなければいかぬとか、そういうのが非常に強いのだよ。減税の問題を考へてみても、まず企業減税をやれという主張の人がかなりある、どうもあそこには期待をしておてもなかなかできないのじゃないかな。ただ幸いなことには、方向だけは出てくれているから、その方向に沿ってあなた方が政府としてやるという、これしかないようですよ。あそこ期待してやったらつてなかなか出てきません。出せない、どうです。

○政府委員(細田吉蔵君) 政府の税制調査会は……(權威がないというわけじゃない)と呼ぶ者あり)というわけには実はまいりませんが、やはりあらゆる角度から各方面の委員がお出かけになっておりますから、それぞれ御主張なさる方は、それぞれ主張なさるだけの理由があつて御主張になっておると思うのでありまして、これは私どもは全幅的な御信頼を申し上げておるわけでございまして、これはいまおっしゃるのとおりでございます。これは、方向として出ているものをより具体的にしたい、わかれがやはり材料を提供して欲しい。先ほど松島君が申しましたように、しんぼう強く、いろいろさういう点で、二歩でも三歩でも前進するというふうな方向で行かなければならぬじゃないか、かように思ふのでございまして、先生のおっしゃる点は、わかれでもございませぬが、私たちとしては、やはり税制調査会の御結論というふうなものは、どうしてもいいものが出ると、かように実は存じておる次第でございます。

○鈴木壽君 ちよつとさっき資料をお願いしたやつですが、四十二年と四十三年の、実はどういうぐあいになつておったかを見たいと思つて、租税特別措置法なり、そういう非課税措置の租税特別措置のほう、四十二年の部分をお願いしたつもりですが、四十三年のしか……。

○政府委員(松島五郎君) 実は急ぎましたもので

すから、とりあえず、たまたまできておりました資料を差し上げたわけでございまして、これは四十三年分について調査したものでございまして、御指摘のありましたのは四十二年の分の対照表でございまして、ちよつと時間がかかりまうので、とりあえずの資料として四十三年の分を差し上げたわけでございまして。

○鈴木壽君 四十三年のはこういうふうになってきていますから、さらにまたこれと四十二年の分を並べてということよりも、四十二年の分があつたら別にしてくださつてもけっこうですから、それをひとつお願いしたい。というのは、これはさつき電気ガス税の非課税、それによつてくる減収額の三年のやつを見ましたが、四十三年で八百三十九億円、四十二年はこれは六百何十億だったかと思いますが、六百七十億くらいじゃなかったかと思ひますが、そういうのは、年代をふるとかなり膨大な額がこのための減収額として出てきていゝるわけですね。あまりくどい言い方で悪いけれども、このうちの二割でも三割でも整理して響かないようにしてくれば、地方はよほど助かるのですよ。そういう意味で、そこらあたりの動きをちよつと見たいと思つて四十二年度のお願ひしたわけですから、あとで、あしたまででけっこうですから、四十二年と四十三年と並べて比較しやすいような表に、つくり直さなくてけっこうです。四十二年の分があらまじらひとお願ひしたいと思ひます。それからもう一つ、道路整備関係の資料でございまして、あしたになりますね。

○説明員(森岡敬君) 第五次道路整備五カ年計画の全体計画の資料はいま整理しておりますので、おつつけお手元にお配りできると思ひますが、そのほか四十二年度、四十三年度の事業費あるいは財源の内訳等につきましては明日までに提出いたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 それじや自動車取得税に関連して、私きよう資料がはしかつたんですが、あしたに自動車取得税関係のことを回したいと思ひますから

御了承いただきたいと思ひます。

次に、国民健康保険税のことですが、さつきもこの国民健康保険税に關係して御説明があつたわけでありまして、ちよつとそれに関連してお尋ねをしておきたいと思ひます。今度のは七割給付ということができるので、さらにまた国庫補助なり一部負担の問題等から標準課税総額の割合を百分の七十五から百分の六十五に改める、こういうこととありますが、これから見ると一〇%も引き下げられるという形ですから、何か減税にでもなるような感じをするわけですが、そういうことはこれはあまり關係ありませんね。

○政府委員(松島五郎君) 国民健康保険税の標準課税総額の算定のしかたにつきましては、御承知のとおり療養給付に要します経費に任意給付あるいは保険給付に要します経費を加えたものから、本人が負担します一部負担金、国庫負担金、あるいは国民健康保険の調整交付金というふうなものを差引きました残りを国民健康保険税に求める、こういう仕組みになっておりまして、その計算方法が、一部負担金の割合等が變つてまいりましたために率が変わつてくる、こういうものでございまして、このことによつて特に減税になるというわけのものでは必ずしもございせん。

○鈴木壽君 そうだと思ひますが、まあそれはそのとおりとして、いままで百分の七十五というところが標準になつておりますが、実態でどういうふうになつておるのか。こういうものの標準の率があるんですが、あなたのほうで調べになつた国民健康保険に關する調べを四十一年度分をやつて見ますと、法定どおりのいわゆる七五%という、これによらないところがたくさんあります。こういう關係は一体どういふふうになつておるのか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、現在までの標準課税総額の割合を出す計算は、百分の七十五になつておりますけれども、現在百分の七十五で実施いたしております市町村は全体の中の一四%程度でございまして、それ以外のところは

その標準課税割合によつてやつていない、こういうこととございまして。一番多いのは、その割合が五〇%未満というところが六一・五%もあるという状況でございまして。これはどういふことかというところでございまして、現在の標準課税総額の出方の問題が一つあると思ひます。それは先ほど申し上げましたように、療養給付を一〇〇%とし、任意給付あるいは保健施設に要します経費を二〇%と見まして、一応總体を二〇〇%と見まして計算いたしておりますが、実際には任意給付あるいは保健施設などの経費を切り捨てまして、その分はほとんどやつていないということから所要額自体が低いということ、必ずしも百分の七十五を取らなくてもいくという場合が多いようであります。

それから第二点は、百分の七十五を取らない場合にも、かりにその結果百分の六十なり百分の六十五になるような場合でも、なおそれだけを保険税として求めることがなかなか困難であるということから、一般会計で多少の繰り入れをするということから、保健料負担をさらに軽減するために標準課税割合を下げていくということもあるようであります。そういうことで、御指摘のように七五%によつておるものがむしろ少なく、五〇%以下でやつておるものが非常に多い、こういう状況のように見受けられます。

○鈴木壽君 お話のように、この表を見まして法定どおりの七五%というところは一四・一%、それからそれをこすものが〇・四%、あとは全部七五%以下、五〇%未満のものが六一・五%、こゝろあります。確かに農村といふか、農村地帯のほうに行きますと、任意の給付なり施設も持たぬ、そういうところもありますし、したがつて、この割合が低くなつてきているだろうと思ひます。いわば二〇〇%というものでなしに、一〇〇%という程度の計算でそういうことになつてくるのじゃないかと思ひますが、さればといつて、これを今回六五にしたといつても、さつき言つたように、これは別に町村を規制する、何も

そういう性質のものではないと、こういうふうにも考えなければいけません。その点はどうですか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおりでございまして、一応、療養給付を一〇〇%と見て、任意給付あるいは保健施設を二〇%と見ましてやるといふ標準的な型を考えればこの額になる、こういうこととございまして。しかし、任意給付なり保健施設を設けるか設けないかというところは任意でございまして、それをやらなければ低くあつても別に差しつかえない、こういうことになるわけでありまして。

○鈴木壽君 いまの率の問題はこの程度にいたしますが、ちよつとあなたの方とは直接——あなたの方と言つちや悪いが、いわゆる国民健康保険そのものになると思ひますけれども、どうも最近の国民健康保険税のそれを見ておりますと、もうだんだん高くなつて、住民は音を立てておられますね、實際問題として、全国平均で見て一世帯当たり八千幾らですか。

○政府委員(松島五郎君) 八千六百九十一円になつております。

○鈴木壽君 そうですね。

○政府委員(松島五郎君) これは四十一年度でございまして、四十二年度はそれよりも若干ふえ、さらに四十三年度はまたさらにふえるであらうと思ひ込んでおります。

○鈴木壽君 まあ、これは年々上がつてきて、いまお話のような状態になつておるんです。そして、一方、保険会計がだんだん健全化してきて、こゝろ厚生省あたりは言つておるんですね。なるほど足りなければ保険税を上げて、そしてやつていきますから、もとみたいに赤字だ、赤字だといふふうなことを言わなくなつてきています。この保険税がこういうふうになつておるんだと値上げをしていくことに對して、どうです、あなたの方、保険税というものを扱つておる担当の方々と、どういふふうになつておられるのか。

○政府委員(松島五郎君) 実は国民健康保険税の問題につきましては、ただいまのところ地方税法で国民健康保険税として、税として徴収するということになっておりますので、税の問題には違ひございせんけれども、国民健康保険制度の内容そのものは全く、何と申しますか、保険制度の中の一つとして運用されておられ、その結果を税としてとらえるという形になって出まいますので、内容そのものについてどういふふうにするかという問題を考へてまいりませんと、一定の方式によつて出てきた結果、いわば差額を徴収するというような形で運営されております国民健康保険税の問題だけをとりまいて、どうすれば問題が解決するという結論を出すことはなかなかむずかしい段階でございす。ただ、考えられますことは、現在の国民健康保険税は、いまも申し上げましたように、その町なり村なりごとに健康保険をやつていきますために、どれだけの金が必要か、それに対して国庫負担なり、あるいは一部負担なりがどれだけ入るか、で、差額をどれだけの税として認めるかというところを出しまして、その出した額を、いわば被保険者に割りつけをしていくという形のものでございす。そういう点から、必ずしも所得の百万円の人に対してAの村もBの村もCの町も同じような負担率になっていくとは限らないわけでございます。その割りつけの結果は、同じ所得百万円の人に対して、Aの村では二万円、Bの村では三万円納めなければならぬとか、Cの村では一万五千元にするとかいふように、所得なら所得をとりましても、それに対する負担率が、住民税についても、先ほど税率の相違があるというところはございしたけれども、税率の相違を除けば、一応、全国一律の基準に従つて税はとられていくわけでございますが、国民健康保険税の場合はそういうわけになっておりません。そこにはまたいろいろむずかしい問題があるわけでございます。結局、所得の低い人にも重い負担がかかるというの、そういったところに大

きな原因があるのではないかといふふうに考えられます。したがって、根本的な解決をはかりますためには、やはり厚生省などでも考へておられますように、標準保険料、あるいは標準保険税というように、制度に切りかえてまいりまして、一定の所得の人に対しては、どの村に住んでおると、どの町におられると、これだけの額を負担していただく。もしもその村全体の所得水準が低いために、その結果、所要額が得られない場合には、その所要額の得られない部分を国なり何なりで全額補てんをしていくという形に切りかえてまいりませんと、問題は根本的に解決しないのではないかと、こゝろを考へております。

○鈴木壽君 まあ保険税が高いとか安いとか、住民の負担が重いかどうかという問題を、単に税法上の扱いとして担当しておるあなた方に聞くことは、これはどうかと思うが、しかし、一方またそういうものにタッチしておるあなた方から見て、いまの傾向といふものをどう見るか。したがって、もし高過ぎる、大きな住民への負担がこのようなところまでいくのは困るというふうな、もしもそういう見方をすれば、どうあるべきかというところについての考へ方もあるのじやないか。こゝろを思つていまお尋ねをしたわけなのであります。まあ最近、住民税の高いということ、重いということについては、さつきもちよつといろいろやりました。同時に、これがそれ以上に最近では重圧となつて困るという、こういうのが特に農村地帯の方々の声なんです。まあ健康保険もいけれども、こんなに金がかかるんではやり切れない。中には病氣をしたり何かして医療の給付を受けておる人はそういうことはあんまり言わないが、こゝろをいばいだけれども病氣しなかつたとか、医者にもかつたことがないといふようなものになると、こゝろなやつ困つたものだ。まあこれは少しさくばらん過ぎるかも知れませんが、そういう声がほんとにあるんです。やつぱりこのまま医療費はだんだんかさんでいくと思ひます。いろいろなことで、給付が七割になつて、さらにまた給付内

容というものもだんだんよくなつてくるでしょうから、これはかきむと思ひますし、それに従つて今度はどんどんそれを住民の側へいまのような形で、増税といふようなことでも負担していかなければならぬといふことは、これはほんとにいま言つたやうな人たちの声をつまみましても、これはやつぱり大きな問題だと思ひます。こゝろをいばいだけれども、これは厚生省あたりから来てもらわなければいけないと思ひますが、ひとつあなたの方の立場から、どうすべきか、この改善策といひますか、そういうことについての意見なり主張なりがあつてもいいと思ひますが、政務次官、こゝろの問題をひとつどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(細田吉蔵君) 国民健康保険税が高いという声につきましては、全く先生のおっしゃる通りでございます。私なども島根県という農村部、また山村部をたくさん控えておるところでございす。非常にそういう意見が強いことはもうおっしゃる通りでございます。しかも、これが年々上がつていく、きまつたように上がつていく。どこまで上がるかといふふうな不安をみんな持つておるといふのが実情だらうと思ひます。政府といたしましては、医療保険全体、いわゆる抜本改正、これはもちろん関連を持つてまいつておるわけでございます。これもなかなか困難な問題でございますが、いま厚生省を中心に問題と取り組んでおるわけでございます。ですから、その根本的な問題は別といたしまして、われわれ自治省の立場で考えますと、やはり国民健康保険税については、ただいま松島君が申し上げましたやうな標準的なものにして、そして足りないところはほかから補うという形のものにどうしていいものはないか、まあ市町村のいわゆる理事者の連中が、これで非常な頭を悩ましておるわけでございます。われわれの立場としましては、そういう方向に持つていかなければいけないんじゃないか、実はかように考へておるような次第でございす。

○政府委員(松島五郎君) ただいま政務次官からお答えになつたとおりでございますが、なお当面の問題といたしましては、そういう新しい制度ができませんまでも、負担の重い方の問題は何とか解決をしていかなければならないわけでございます。現在、昭和四十一年度の資料で申しますと、総所得金額等が三十万から四十万程度までの方で国民健康保険税を納付しておられる方が七六%をこえる状態でございます。いわば四分の三ぐらいの方がそれ以下の所得の方であるという状況でございます。かねてから所得の低い方の減税について、いろいろ配慮をしてきております。で、昭和四十二年では、基礎控除額の十万円に、被保険者一人につき四万円を乗じた額以下の所得の方につきましては、世帯平等割り、あるいは被保険者均等割りを軽減することにいたしております。昭和四十一年度で申しますと、この対象となりまして納税義務者が三百六万人、全体の納税義務者のうちの二八%、約三分の一程度該当しております。被保険者の数では一千五十万人に及んでおります。減税された額は四十八億円になつております。それから四十二年では、四十一年度と同様にいたしまして、納税義務者の数で二九%、減税された額は五十九億円になるものと予想されております。さらに四十三年度におきましては、住民税の基礎控除が一万円上がりますのと対応いたしまして、基礎控除に相当します十一万円に、さらに被保険者一人につき、四十二年では四万円でございますが、これを四万五千円に引き上げて、それ以下の所得の方については同様の減額の措置を講ずる、こゝろをいふような予定で、目下、厚生省とも話し合ひをいたしておる次第でございます。

○鈴木壽君 ちよつと松島さん、そのいまおっしゃつたこと、あとでこゝろいふふうにするんだといふやつをちよつとプリントでもしていただけないか。何か書いたものがありますか、あしたでけつこうですか。

○政府委員(松島五郎君) あとで整理をいたしま

して、資料として提出いたします。

○鈴木壽君 まあいずれこの問題は、これは厚生省のほうの考え方といえますが、いざれ対策というものを聞かなければいけないことですから、以上にして、次に進みたいと思います。

さつきも申し上げましたように、自動車取得税のことについては、まだ資料も出てまいりませんから、あしたやらしていただくことにしまして、最後に、料理飲食等消費税のことで、今度の法改正で、いままでの実態と一体どう違うのか、同じことじゃないかというふうな感じなんです。もう一度、現行法ではこうで、実態はこうであったが、今度こうなることについてどうなるのかということを、もう一度ちょっと話していただきたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) 御説明を申し上げます。

現在、地方税法の百十四条の五第二項に旅館における飲食及びその他の利用行為については、それぞれ飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為とみなして、前条第一項の規定を適用するという規定がございます。前条第一項の規定と申しますのは、飲食店や喫茶店における料理飲食等消費税につきましては、一人一回の料金が六百元以下であるものについては、免税にするという規定でございます。要するに、旅館で飲んだり食ったりしたのと同じく、一人一回六百元以下であれば免税の適用がありますと、こういう規定があるのでございます。ただし、その旅館における飲食ということにつきましてカクコ書きでもって、いわばただし書きがついておりまして、遊興を伴う飲食と宿泊に伴う飲食は除くと、こう書いてございます。そこで、従来の解釈といたしましては、泊まり客の旅館における飲食につきましては、六百元の免税の適用はないのだ。すなわち外から来られて、旅館の食堂等でものを食べられる方もかなりあるわけでございますから、そういう場合のことを規定したもので

であると、こういう解釈をとってきたのでございます。しかし、この解釈につきましては、宿泊に伴う飲食というものは、宿泊とそれに伴う一泊二食の料金——宿泊に伴う夕飯と朝めしだけを除くという趣旨ではないか、したがって、宿泊者といえども、夜おそくなつてからジュースを飲む、あるいはコーヒを飲むというふうなものは、当然この免税点の規定の適用があるべきではないか、こういう議論が一方においてございます。で、私どもは宿泊された方については、一泊二食につき千二百円の免税点というのが別に定められているのだから、宿泊者については一切このいわゆる六百元の免税点の規定の適用はない。したがって、泊まった方が、夜ジュースを飲まようと、あるいはコーヒを飲まようと、それは免税点の対象にはならないのだ、こういう解釈できたわけでございます。しかし、どうも法律の規定のしかたとして、はたしてそういうものが一切除かれるのかどうか、こういう点について長い間争いがございました。本来、旅館についての免税点の千二百円というのは、夜泊まるということと、泊まることに付随する晩めしと朝めしというものは、これは日本の一般的な習慣としてあるのだから、それは免税点を設けて課税しないということであつて、晩めしが済んだあとに、一時間なり二時間たつてジュースを飲む、あるいはコーヒを飲むということは、外の泊まっていけない方がジュースを飲んだりコーヒを飲んだりすることと同じではないか、なぜ免税点の適用にならないのか、こういうことでいろいろ問題があつたわけでございます。そこで、その点を明確にいたしますために、宿泊に伴う飲食とは、一泊二食の料金に含まれる飲食を除くのだ。したがって、いま問題になりましたような、外から来て飲まれようと家の中で泊まっておる方が飲まれようと、コーヒやジュースというものを別に与えられる分については、これは免税点の適用があるというわけをはっきりさせよう、こういう改正をいたしましたわけでございます。ただ泊まっている方について、一人一回につ

き六百元と申ししましても、泊まっている方が、夜から朝までの間に、一人一回なのか二回なのかというふうなことは、これはもう区別のしようがございませぬので、したがって、新たに第三項を設けて、泊まっている方については一泊ごとにその料金を合計をして、六百元以下であるかどうかというのを別に判断する、こういう規定を新たに設けて、その辺の疑義をなくしよう、こういう改正でございます。

○鈴木壽君 そうすると、私は今までこう思っておつたんです。現行法百十四条の五の二「旅館における飲食及びその他の利用行為」、カクコとして云々とありますが、カクコの中に「宿泊に伴う飲食を除く」、これは他の免税点や基礎控除に引つかかるものなんだから、あとこれが一泊二食以外の食事をとる、これはしかし、その場合には飲食店、喫茶店その他においてやられたように六百元の免税点がかかるのだ、こういうふうにして思つておつたのですが、そうじゃなかったというのですね、解釈は。

○政府委員(松島五郎君) まさに先生の御指摘のように、そういうふうな思われる方があつたにもかかわらず、「宿泊に伴う飲食」というのは宿泊に伴う一切の飲食を除くのだという取り扱いになつておりましたことから、法律の解釈としてはおかしいのではないかと議論がございました。ただし、これは、免税点の六百元を別に適用するということになるというのでもまた問題がございまして、と申しますのは、夕めしなり朝めし以外の飲食は、先生のおっしゃるやうに六百元の免税点の適用が当然あるものと考えまして、これは一人一回につき六百元でございます。ところが、泊まった人が一人一回なのか、二回なのか、三回なのか、時間をはかつてだれかがきめるといふわけにいきませんものだから、結局は一人一回であるか二回であるか判定がつかない。要するに、泊まっている人については別に免税点があるのだから、この法律の解釈としては、「宿泊に伴う」と書いてあ

るけれども、宿泊者の飲食を除くという趣旨である、こういう解釈が行なわれてきたために争いがあつたわけでございます。そこで、いま先生のおっしゃつたやうなことを明確にいたしますために改正をいたしましたのでございます。

○鈴木壽君 そうすると、私が思つておつた現行法の、食事以外の、二食以外のものについて、お茶を取つたり、くだものを持つてこさせたり、いろいろなことをやつたやつはそれは別に、いわゆる大衆飲食のほうのあれにかかつて六百元の免税が適用されると思つておつた。それを今度の改正案では生かす——生かすというか、はつきりさせるためにそうしたので、こういうことなんです。○政府委員(松島五郎君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 私は現行法の「宿泊に伴う飲食を除く」というのは一泊二食だと思つて、それ以外のやつは、どうもこれは、それこそ余分なやつで、宿泊に伴うものじゃない。したがって、なぜこういうふうにして書き改めてやつたのか、どうもこれはおかしいじゃないかな、こう思つて、それで、さっきの補足説明の際にもお話がありましたけれども、何かまだ納得できないやうなところがあつて、繰り返して申し上げますように、「宿泊に伴う飲食を除く」とある、その場合の飲食というのは、いわゆる二食に限定したものにして考へておつたのですが、実態では、いやそうだとか、そうでないとか、いろいろな、何といひますか、あつたわけなんです。これはやはりあちこち混乱といひますか、どつちをとるか、いろいろあつたわけですね。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおりのような解釈の方もございました。宿泊に伴う飲食について別に免税点があるのだから、かつまた泊まっておる方が一人一回とか二回とかと申ししましても、夜の何時にコーヒを飲まれたのが一回かというやうなことは実問題として判定ができません。

んことから、それは法律の解釈としてはもう泊まっている人のことをいっておるのではないのだ、旅館の食堂あたりから来て飲食をされる方が、喫茶店で、あるいは飲食店で飲食すれば、晩めしをとられれば六百日の免税点があるのに、たまたまそこが旅館であつたゆゑに六百日の免税点の適用がないものとおかしいということを防ぐために、こういう規定が設けられた、当時の趣旨はそういうことであつたと思ひます。そういうことから、ここに言ひます宿泊者にかかる飲食というものは除くのだという解釈がとられてまいりました。しかし、いま先生の御指摘のような問題もございまして、この際この点も明確にして、簡単に申しますれば、先生のおっしゃつたような方向で改正をいたした、こういうこととさせていただきます。

○委員長(津島文治君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。
次回明三十日午前十時三十分開会の予定でございます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方公務員の定年制の早期実現に関する請願(第二三三六号)(第二四三四号)(第二四九六号)
一、東京都二十三特別区の区長公選に関する請願(第二三三五号)(第二四三二二号)(第二四三三三三号)

○鈴木壽君 しかしあれですね、局長。一回についてどうのこうのということは現行法からは何もありませんね。今度は一泊ごとに、「飲食及びその他の利用行為」と見なすと、こうなりましてけれども、現行法では一回にした、二回にしたというは何もないですね。

一、社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員の身分の地方自治体への移管に関する請願(第二三三六号)(第二三三七七号)(第二三三九〇号)(第二三三九一〇号)(第二四三七七号)(第二四三八八号)(第二四三九九号)(第二四四〇〇号)(第二四四六六号)(第二四四七七号)(第二四四七六号)
一、戦傷病者に対する地方税の減免等に関する請願(第二三四〇号)

○政府委員(松島五郎君) 現行法では、その旅館におきまます飲食を、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為」とみなして前条第一項の規定を適用するとあります。前条第一項の規定は一人一回について六百日と、こうなつておるものでございます。

一、地方公務員の定年制法制化反対に関する請願(第二四四一〇号)(第二四四二二号)(第二四四三三三号)(第二四四四四号)(第二四四五五号)(第二四四六六号)(第二四四七七号)(第二四四八八号)(第二四四九九号)(第二四五〇〇号)(第二四五一〇号)(第二四五一五五号)(第二四五二六六号)(第二四五三七七号)(第二四五四八八号)(第二四五五九九号)(第二四五六〇号)(第二四六六一号)(第二四六二二号)(第二四六三三三号)(第二四六四四号)(第二四六五五号)(第二四六六六号)(第二四六七七号)(第二四六八八号)(第二四六九九号)(第二四七〇〇号)(第二四七一一号)(第二四七二二号)(第二四七三三三号)(第二四七四四号)(第二四七五五号)(第二四七六六号)(第二四七七七号)(第二四七八八号)(第二四七九九号)(第二四八〇〇号)(第二四八一一号)(第二四八二二号)(第二四八三三三号)(第二四八四四号)(第二四八五五号)(第二四八六六号)(第二四八七七号)(第二四八八八号)(第二四八九九号)(第二四九〇〇号)(第二四九一一号)(第二四九二二号)(第二四九三三三号)(第二四九四四号)(第二四九五五号)(第二四九六六号)(第二四九七七号)(第二四九八八号)(第二四九九九号)(第二五〇〇〇号)

○鈴木壽君 わかりました。そうすると、これは外から来て旅館で飲食をする場合、あるいは宿泊者でも飲食をする場合、いずれもそれは一泊ごとに一回ということになっていますが、いずれにしても、それは六百日の免税規定が適用になる飲食になるのだと、こういうことですね。

一、地方公務員の定年制法制化反対に関する請願(第二四四一〇号)(第二四四二二号)(第二四四三三三号)(第二四四四四号)(第二四四五五号)(第二四四六六号)(第二四四七七号)(第二四四八八号)(第二四四九九号)(第二四五〇〇号)(第二四五一〇号)(第二四五一五五号)(第二四五二六六号)(第二四五三七七号)(第二四五四八八号)(第二四五五九九号)(第二四五六〇号)(第二四六六一号)(第二四六二二号)(第二四六三三三号)(第二四六四四号)(第二四六五五号)(第二四六六六号)(第二四六七七号)(第二四六八八号)(第二四六九九号)(第二四七〇〇号)(第二四七一一号)(第二四七二二号)(第二四七三三三号)(第二四七四四号)(第二四七五五号)(第二四七六六号)(第二四七七七号)(第二四七八八号)(第二四七九九号)(第二四八〇〇号)(第二四八一一号)(第二四八二二号)(第二四八三三三号)(第二四八四四号)(第二四八五五号)(第二四八六六号)(第二四八七七号)(第二四八八八号)(第二四八九九号)(第二四九〇〇号)(第二四九一一号)(第二四九二二号)(第二四九三三三号)(第二四九四四号)(第二四九五五号)(第二四九六六号)(第二四九七七号)(第二四九八八号)(第二四九九九号)(第二五〇〇〇号)

○政府委員(松島五郎君) はい。

一、地方公務員の定年制法制化反対に関する請願(第二四四一〇号)(第二四四二二号)(第二四四三三三号)(第二四四四四号)(第二四四五五号)(第二四四六六号)(第二四四七七号)(第二四四八八号)(第二四四九九号)(第二四五〇〇号)(第二四五一〇号)(第二四五一五五号)(第二四五二六六号)(第二四五三七七号)(第二四五四八八号)(第二四五五九九号)(第二四五六〇号)(第二四六六一号)(第二四六二二号)(第二四六三三三号)(第二四六四四号)(第二四六五五号)(第二四六六六号)(第二四六七七号)(第二四六八八号)(第二四六九九号)(第二四七〇〇号)(第二四七一一号)(第二四七二二号)(第二四七三三三号)(第二四七四四号)(第二四七五五号)(第二四七六六号)(第二四七七七号)(第二四七八八号)(第二四七九九号)(第二四八〇〇号)(第二四八一一号)(第二四八二二号)(第二四八三三三号)(第二四八四四号)(第二四八五五号)(第二四八六六号)(第二四八七七号)(第二四八八八号)(第二四八九九号)(第二四九〇〇号)(第二四九一一号)(第二四九二二号)(第二四九三三三号)(第二四九四四号)(第二四九五五号)(第二四九六六号)(第二四九七七号)(第二四九八八号)(第二四九九九号)(第二五〇〇〇号)

○鈴木壽君 わかりました。同じようなことをなぜ書きかえして思ひましたけれどもね。

一、地方公務員の定年制法制化反対に関する請願(第二四四一〇号)(第二四四二二号)(第二四四三三三号)(第二四四四四号)(第二四四五五号)(第二四四六六号)(第二四四七七号)(第二四四八八号)(第二四四九九号)(第二四五〇〇号)(第二四五一〇号)(第二四五一五五号)(第二四五二六六号)(第二四五三七七号)(第二四五四八八号)(第二四五五九九号)(第二四五六〇号)(第二四六六一号)(第二四六二二号)(第二四六三三三号)(第二四六四四号)(第二四六五五号)(第二四六六六号)(第二四六七七号)(第二四六八八号)(第二四六九九号)(第二四七〇〇号)(第二四七一一号)(第二四七二二号)(第二四七三三三号)(第二四七四四号)(第二四七五五号)(第二四七六六号)(第二四七七七号)(第二四七八八号)(第二四七九九号)(第二四八〇〇号)(第二四八一一号)(第二四八二二号)(第二四八三三三号)(第二四八四四号)(第二四八五五号)(第二四八六六号)(第二四八七七号)(第二四八八八号)(第二四八九九号)(第二四九〇〇号)(第二四九一一号)(第二四九二二号)(第二四九三三三号)(第二四九四四号)(第二四九五五号)(第二四九六六号)(第二四九七七号)(第二四九八八号)(第二四九九九号)(第二五〇〇〇号)

私まだ、さつき申し上げましたようにあります。資料も出ていませんし、あしたに譲らしていただきます。私の分はきょうはこれで終わりたい

一、地方公務員の定年制法制化反対に関する請願(第二四四一〇号)(第二四四二二号)(第二四四三三三号)(第二四四四四号)(第二四四五五号)(第二四四六六号)(第二四四七七号)(第二四四八八号)(第二四四九九号)(第二四五〇〇号)(第二四五一〇号)(第二四五一五五号)(第二四五二六六号)(第二四五三七七号)(第二四五四八八号)(第二四五五九九号)(第二四五六〇号)(第二四六六一号)(第二四六二二号)(第二四六三三三号)(第二四六四四号)(第二四六五五号)(第二四六六六号)(第二四六七七号)(第二四六八八号)(第二四六九九号)(第二四七〇〇号)(第二四七一一号)(第二四七二二号)(第二四七三三三号)(第二四七四四号)(第二四七五五号)(第二四七六六号)(第二四七七七号)(第二四七八八号)(第二四七九九号)(第二四八〇〇号)(第二四八一一号)(第二四八二二号)(第二四八三三三号)(第二四八四四号)(第二四八五五号)(第二四八六六号)(第二四八七七号)(第二四八八八号)(第二四八九九号)(第二四九〇〇号)(第二四九一一号)(第二四九二二号)(第二四九三三三号)(第二四九四四号)(第二四九五五号)(第二四九六六号)(第二四九七七号)(第二四九八八号)(第二四九九九号)(第二五〇〇〇号)

五四七号)(第二五四八号)(第二五四九号)(第二五五〇号)(第二五五一号)(第二五五二二号)(第二五五三三三号)(第二五五四四号)(第二五五五五号)(第二五五六六号)(第二五五七七号)(第二五五八八号)(第二五五九九号)(第二五六〇〇号)(第二五六一一号)(第二五六二二号)(第二五六三三三号)(第二五六四四号)(第二五六五五号)(第二五六六六号)(第二五六七七号)(第二五六八八号)(第二五六九九号)(第二五七〇〇号)(第二五七一〇号)(第二五七二二号)(第二五七三三三号)(第二五七四四号)(第二五七五五号)(第二五七六六号)(第二五七七七号)(第二五七八八号)(第二五七九九号)(第二五八〇〇号)(第二五八一一号)(第二五八二二号)(第二五八三三三号)(第二五八四四号)(第二五八五五号)(第二五八六六号)(第二五八七七号)(第二五八八八号)(第二五八九九号)(第二五九〇〇号)(第二五九一一号)(第二五九二二号)(第二五九三三三号)(第二五九四四号)(第二五九五五号)(第二五九六六号)(第二五九七七号)(第二五九八八号)(第二五九九九号)(第二六〇〇〇号)

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。
第二三三五号 昭和四十三年三月一日受理
東京都二十三特別区の区長公選に関する請願
請願者 東京都目黒区三田二ノ一〇ノ四
三 永関光子
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。
第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
東京都二十三特別区の区長公選に関する請願
請願者 東京都練馬区桜台五ノ四〇ノ三
本尾良
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。
第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
東京都二十三特別区の区長公選に関する請願
請願者 東京都練馬区桜台六ノ二四ノ八
平田タメ
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。
第二三三三三三号 昭和四十三年三月一日受理
社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員の身分の地方自治体への移管に関する請願
請願者 宮崎市花ヶ島かりがね団地三二
黒岩敏郎外八十一名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
第二三三三三三号 昭和四十三年三月一日受理
社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員の身分の地方自治体への移管に関する請願
請願者 北九州市小倉区教職中町七組
田敬外八十一名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三三三三三号 昭和四十三年三月一日受理
地方公務員の定年制の早期実現に関する請願
請願者 大阪府柏原市上市四ノ一ノ二五柏
原市長 早川良祐
紹介議員 赤間 文三君 中山 福蔵君
天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。
第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
地方公務員の定年制の早期実現に関する請願(二通)
請願者 埼玉県川越市元一川越市長 加藤
滝二外一名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
地方公務員の定年制の早期実現に関する請願
請願者 埼玉県入間市豊岡一ノ八ノ二三入
間市長 三吉道雄
紹介議員 上原 正吉君
第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
地方公務員の定年制の早期実現に関する請願
請願者 埼玉県入間市豊岡一ノ八ノ二三入
間市長 三吉道雄
紹介議員 上原 正吉君

第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
地方公務員の定年制の早期実現に関する請願
請願者 埼玉県入間市豊岡一ノ八ノ二三入
間市長 三吉道雄
紹介議員 上原 正吉君

第二四三三三三号 昭和四十三年三月二日受理
地方公務員の定年制の早期実現に関する請願
請願者 埼玉県入間市豊岡一ノ八ノ二三入
間市長 三吉道雄
紹介議員 上原 正吉君

第二三九〇号 昭和四十三年三月一日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 大阪市生野区北生野町一ノ二八
西田二郎外六百六十三名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三九一号 昭和四十三年三月一日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市古枝甲一、六一七ノ
一 熊谷保朗外百三名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四三七号 昭和四十三年三月二日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸町一ノ四一 吉
田清澄外十一名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四三八号 昭和四十三年三月二日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 東京都足立区栗原町一、三五九
石本透外九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四三九号 昭和四十三年三月二日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 東京都北区浮間一ノ七 野本勇雄
外九名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四四〇号 昭和四十三年三月二日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井北町三ノ八八
六 塩谷吉定外十二名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四四六号 昭和四十三年三月二日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 三重県松阪市鎌田南沖一九一松阪
社会保険事務所内 寺家豊一

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四四七号 昭和四十三年三月四日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 高知市栄田町四ノ一〇 浅川博史

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四四八号 昭和四十三年三月七日受理

社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀七〇五 林英
男外六十二名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四四九号 昭和四十三年三月一日受理

戦傷病者に対する地方税の減免等に関する請願
請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二時
団法人日本傷痍軍人会内 奈良榮
三

戦傷病者に対する地方税について、左記のとおり
減免措置を講ぜられた。

一、公務傷病を理由として給される恩給、年金を
除く月額所得四万円までを非課税に、また所得
税を課せられない程度の所得（税額控除の適用
をうけ所得税を徴収されないこととなつた場合
を含む）に対しても免除すること。
二、戦傷病者手帳所持者に対し、自動車税、軽自
動車税を免除すること。（下肢又は体幹不自由
の第三款症以上）の制限を廃止する。
三、家屋（土地を含む）等固定資産の課税標準額が
百万円までについては税を免除（課税標準額が
百万円をこえるときは百万円を控除）すること。

理由

戦傷病者特別優遇法の規定により戦傷病者手帳を
うけた戦傷病者に対する所得税については四十
一年度から、六千円の税額控除（四十二年
度から七千円の所得控除）が実施されることになつたが、
地方税は四十二年度から、年千円の税額控除が認
められただけである。一方一般身体障害者に対す
る地方税は、自立更生をうながし、安定した生活
を得させる配慮から、一定の所得額までは、非課
税の法的措置がとられている。また、一般身体障
害者の手帳所持者には、自動車税又は軽自動車税
を免除する措置がなされている。

第二四四一号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都立川市砂川町三四けやき台
団地二ノ一〇五 宮川忠之外二
十九名

紹介議員 木村義八郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四二号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木町一、二四
三 武田豊次外二十九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四三号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市大沢一、四六二
濱利正外二十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四四号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺三ノ一九四
古田昭辰外二十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四五号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都北区堀船二ノ一六ノ一五
荻野長作外二十九名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四六号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡伊奈村内宿一、〇
七〇 岸浩子外二十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四七号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都北区神谷二ノ四八 石川嘉
太郎外二十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二四四八号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木町一、二四
三 武田豊次外二十九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

請願者 埼玉県浦和市別所一ノ二ノ二

伊藤幸一外二十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四四九号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都足立区青井二ノ一八ノ一

七 佐藤潤二外二十九名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五〇号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 茨城県竜ヶ崎市若菜町三、一三

六 木村常吉外二十九名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五一号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都江東区南砂町四ノ一 大泉

文子外三十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五二号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都中野区上高田三ノ二六ノ一

七 鈴木新作外二十八名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五三号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市植竹一ノ一四八

風 間千恵子外二十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五四号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋四ノ三六ノ一

〇 泉義和外二十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五五号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都中野区東中野二ノ三五

藤幹文外二十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五六号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原町三ノ八四二ノ

一 横尾智外二十九名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五七号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都八王子市富士見町四ノ八

河合武男外二十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五八号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都北区神谷二ノ二六ノ二

大 塚貞子外二十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四五九号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都北区豊島八ノ二六ノ五

上春吉外二十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六〇号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都大島町差木地下地

川政男外二十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六一号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都分寺市戸倉三ノ二二ノ

一 右堅宗徹外二十九名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六二号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台三ノ一〇ノ一

七 細谷勝雄外二十九名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六三号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都中野区上鷺の宮五ノ二ノ

四〇 前田みつ外二十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六四号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都練馬区関町一ノ三九 太田

豊彦外四十九名

紹介議員 榎 繁夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六五号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台三ノ一ノ一四

中山兼治外四十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六六号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市中原区三ノ五ノ一

五 遠藤仁久外三十四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六七号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都板橋区富士見町二〇 萩原

春美外二十九名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六八号 昭和四十三年三月二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼三ノ四三

小 泉守治外三十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四六九号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 札幌市北二条西六丁目 内館昭

二外六十二名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二四七〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 福岡市高須磨町 清水義実外五十

六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五三九号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 札幌市真駒内泉町四丁目 前田豊

外四百三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五三六号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 富山市秋吉二八 小林節子外九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五三七号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 札幌市手稲本町四三〇ノ一 石神幸彦外四百四十五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五三八号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都調布市飛田給二ノ一七ノ四 石坂良一外九十五名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五三九号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都府中市宮町一ノ一五ノ四 恒松力義外四十四名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 島根県安来市宮内町三五四 福岡紀一外九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四一〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長野県小諸市乙六五〇ノ一 日向道明外九十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四二〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長崎県壱岐郡石田村大字石田西一、〇〇三 松本衛外八十五名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四三〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県宮城郡泉町市名坂字西裏三ノ二 伊藤治子外八十八名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四四〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長崎県壱岐郡浦町湯本五八 長谷川資洋外九十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四五〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四六〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市字九条三七五ノ二 藤原等外二百三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四七〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市字長町一六 玉手次郎外百五十五名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四八〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県古川市千手寺町二ノ五ノ一 六 青柳恒夫外百六十六名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五四九〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市木ノ下五七 小島誠梧外百九十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇一〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇二〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇三〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇四〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇五〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇六〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県栗原郡金成町字梨崎佐野一〇 二階堂健治外百八十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇七〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇八〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五〇九〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五一〇〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五一一〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五一二〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市市角五郎一ノ一 高泉信見外百五十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

請願者 福岡県豊前市大字清水町五三 田

中彦六外四十八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六三号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 札幌市豊平五条六丁目 武田広志

外五十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六四号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市矢岳町一〇ノ三

出口力夫外九十九名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六五号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鹿児島県鹿嶋郡中種子町中ノ上

二、一〇七 広浜進一郎外三百四十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六六号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都府綾部市岡町堂ノ前二二 小

雲艶子外百十一名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六七号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都府福知山市内記一丁目 石川

義男外九十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六八号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都府福知山市宇石原二二七ノ

一 大槻美恵子外百一名

紹介議員 野瀬 勝君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五六九号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二通）

請願者 長野県茅野市金沢本町 松沢うめ

子外二百名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都府中郡大宮町上常吉一、一

一五 貫名英功外百四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七一号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二通）

請願者 富山県礪波市苗加九、〇六四 斎

藤吉弘外百九十九名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七二号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市保津町溝行 村上嘉

博外百一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七三号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二通）

請願者 兵庫県竜野市菅田町内山一六

上田朝朗外百八十七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七四号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長崎県大村市一ノ郷四六九ノ二

三根研吉郎外九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七五号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡高山町新富二三

〇 上村秀外九十九名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七六号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都青梅市今井八二九 山下キ

クエ外十一名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二五七九号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長崎県江津市幸町八ノ二三 中村

武男外九十九名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八〇号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市折橋町一五ノ六

高木敏明外九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八一号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 栃木県佐野市堀米町一、〇一〇

柳田昌宏外六十五名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八二号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 富山県高岡市伏木一宮九一四 吉

野則子外百名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八三号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字坂井六四

九 小瀬輝雄外五十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八四号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町二ノ四ノ二

二 高村哲夫外六十八名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八五号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 栃木県矢板市中一五〇ノ四三 高

瀬俊助外七十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二六八六号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町大字黒磯二五

五 武井正勝外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二六八七号 昭和四十三年三月六日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 島根県那賀郡三隅町大字河内七九

一 大橋貞文外九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二五七八号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨北園町八七

倉 橋志郎外百一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第二五七九号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都市南区東九条南島丸町三二

林哲外百八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第二五八〇号 昭和四十三年三月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都市中京区西京大炊御門町二

八 下村幸良外百二名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第二六九〇号 昭和四十三年三月七日受理

地方自治体に勤務する国費関係職員的身分移管に

関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 鈴木省吾君

紹介議員 松平 勇雄君

地方自治体に勤務する国費関係職員的身分を、すみやかに地方自治体に移管する措置を講ぜられたい。

理由

現在、都道府県知事に機関委任されている行政事務に従事する国費関係職員は、知事の指揮監督を受ける国家公務員であり、国と都道府県知事に分属する変則的な行政執行体制となつてゐるため、地方自治体の行政遂行上、多くの弊害をきたしてゐる。

三月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法の一部改正

第一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「従事する職員」の下に「又は常勤の消防団員」を加える。

第四条の二第二項中「消防団員」の下に「消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。」を加える。

第八条第一項中「監督」の下に「避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 高層建築物(高さ三十一メートルをこえる建築物をいう。次条において同じ)その他政令で定める防火対象物で、その管理について権限が分かれてゐるもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下

下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。次条において同じ)でその管理について権限が分かれてゐるもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権限を有する者は、前条第一項に規定する消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならない。

前項の権限を有する者は、同項の自治省令で定める事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。当該事項を変更したときも、同様とする。

第八条の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならぬ。

第五章中第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあるとき、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

前項の場合において、消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項

の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行なつたときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない。

第二十五条の次に次の一項を加える。
火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求め、ことができる。

第四十四条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 第二十三条の二の規定による火気の使用の禁止、退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

(消防組織法の一部改正)
第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「制度」を「防火管理その他火災予防の制度」に改め、同条第五号中「及び第九条第四号」を削る。

第四条の四第三項中「又は消防職員及び消防団員の訓練機関」を削る。

第十四条の三「政令で定める資格を有する者のうちから」を削り、同条に次の一項を加える。

消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。

第二十六条中「訓練を行う」を「教育訓練を行なう」に改め、同条に次の二項を加える。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうために消防学校を設置することができる。

消防学校の教育訓練については、消防庁が

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県下関市綾羅木町 浜砂和

紹介議員 親外九十一名

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七六二号 昭和四十三年三月八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県下関市上田中町二ノ一八ノ

二 大西仁外九十七名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七六三号 昭和四十三年三月八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町大字双里字双

里一三五 岡部良外七十五名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七六四号 昭和四十三年三月八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県柳井市東大戈 宇多村民子

外百五名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七六五号 昭和四十三年三月八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県徳山市西金剛山県宮住宅二

一〇上野方 貞永忍外九十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七六六号 昭和四十三年三月八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県美祢市大嶺町 波田昭外七

十八名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七六七号 昭和四十三年三月八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 東京都青梅市東青梅四ノ一四ノ

五 井口ウメ外十五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九一号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 静岡県袋井市小山三一 山本竜

雄外百二名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九二号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡下田町殿小路一九

〇 平山もと外百十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九三号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 静岡県富士市東比奈一、三六二

渡辺伊太郎外百二名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九四号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 静岡県焼津市焼津九一四ノ二 桜

井根二百三名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

請願者 静岡県小笠郡浜岡町佐倉五、一四
六ノ一 清水登外百八名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九六号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡南伊豆町千戸 白井

茂外百三名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九七号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 静岡県富士市大洲城山二、一五

八 片山玉江外九十四名

紹介議員 大河原一孝君
この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九八号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県米沢市御廟一ノ二ノ二七

沢昌夫外百十一名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二七九九号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県北村山郡大石田町朝日通一

ノ二〇〇 斎藤貢外百七名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇〇号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県飯塚町八二七ノ二一 丹野

信外百十七名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇一号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県長井市小出二、五二四 鈴

木新二百四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇二号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県豊田郡大崎町大字中野三、

五七九 道林玉喜外四十七名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇三号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県三原市鷺浦町四、三五二

山下弘文外四十六名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇四号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県高田郡白木町三田七、七九

一ノ一 林光雄外五十五名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇五号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県三原市沼田東町納所二、〇

二九 金岡光外百一名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八〇六号 昭和四十三年三月十一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県賀茂郡豊栄町大字清武一、

九五五ノ一 重高博雄外百三名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八〇七号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県豊田郡東野町一、二二一

浜田明利外百一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八〇八号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県尾道市山波町一五九 中浜

正直外九十九名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八〇九号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県尾道市美ノ郷町本郷二、九

〇〇 高本清光外百二名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一〇号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島市南観音町八ノ二ノ二一 竹

内文子外百二名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一一号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県双三郡吉舎町大字吉舎二二

三ノ一 梅木明美外百六名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一二号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県双三郡吉舎町大字上安田

永井美智子外百二名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一三号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町大字三坂五七

五 政森勝之外百四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一四号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県芦品郡芦田町大字福田甲

二、五九五ノ一 豊田与八外百一

名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一五号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県庄原市美留町二、九六一

田部鹿人外百三名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八一六号 昭和四十三年三月十一日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 広島県庄原市春田町一、七〇五

加藤義夫外百四名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八三八号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 石川県加賀市動橋町ロ一二五 中

村忠夫外九十九名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八三九号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鳥取市湖山町一、一九四 村上重

夫外八十二名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二

通）

請願者 鳥取県気高郡鹿野町大字今市三

九 森下英子外百八名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四一号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鳥取県安来市安来町一、一九四

横山耕一外九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四二号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県高松市宮脇町一ノ九ノ二

二 佐々木正美外百名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四三号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町大字吉野三

四〇 黒木貴雄外百名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四四号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 名古屋市中区天塚町三ノ一〇 石

原勝康外百八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四五号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上本町三六〇 磯村

広松外百二名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四六号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 愛知県豊橋市三ツ相町一〇 細井

輝外百名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四七号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 名古屋市中区城北町一ノ一三 坂

敏夫外九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四八号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市豊岡町川屋六六 大

場守外百五名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八四九号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 名古屋市区山田町平田鴨池一〇

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五〇号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山三、二五

〇 小川恵一外百十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五一号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 三重県伊勢市宇治今在家町 山口

敏夫外百一名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五二号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県厚狭郡山陽町本町五区 小

松昭外九十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五三号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 三重県鈴鹿郡関町木崎町 川端啓

雄外百六名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五四号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町東町三〇八

菊地義雄外百一名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五五号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 北海道旭川市末広東二条二丁目

遠藤哲夫外百名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五六号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 三重県亀山市本町七一一 堤日出

男外百五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五七号 昭和四十三年三月十二日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 北海道根室市光和一〇 谷村秀

昭外九十九名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八八四号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 高知市三園町二〇 大石政子外百

四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八八五号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町鹿敷 国沢政

子外百五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八八六号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 高知市土居町二ノ一 中越伝枝外

百三十五名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八八七号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 富山県滑川市下小泉町五〇 高橋

孝一外百五名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八八八号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 北海道千歳市大和町七四六 高師

貞吉外百四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八八九号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 高知市北本町一ノ五〇二二 柳美

江子外百二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九〇号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 愛知県稲沢市赤池町一、四〇一ノ

一 牛田一二三外八十八名

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九一号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 徳島県阿波郡市場町大字大俣 大

村雅典外九十名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九二号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市諏訪町一ノ二〇

四 平島辰雄外九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九三号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願(四

通)

請願者 鳥取県東伯郡北条町大字島七〇

一 生松信房外六百二十二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九四号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鳥取市立川町五ノ一六 影井秀明

外九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九五号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡東伯町大字八橋 安

岡二郎外九十八名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九六号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形市蔵王半郷字松尾九一ノ一

四 武田ふみ外百八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八九七号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県坂出市府中町新宮 荒井一
三百二十名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八九八号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県坂出市駒止町一ノ五ノ二
七 見市ルリ子外百十四名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二八九九号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県三豊郡詫間町大字松崎一、
四六五 宮武輝夫外百一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九〇〇号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県高松市花園町一ノ四ノ九
川田整外百一名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九〇一号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県観音寺市坂本町 真鍋英一
外百名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九〇二号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 香川県三豊郡高瀬町上勝間 長谷
川正徳外百三名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九〇三号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近六九六 柴佐
一郎外百三名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九〇四号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県宇部市小串五区 長崎哲男
外九十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九〇五号 昭和四十三年三月十三日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県大字佐山 中川節夫外百九
名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四三三号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県東根市大字板垣新田九八ノ
一九 小座間哲哉外百十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四四号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県天童市大字荒谷一、九七三
ノ七二九 小林武夫外百八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四五号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形市葉師町一ノ三ノ三五 横尾
トク外百七名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四六号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県下関市上田中町四ノ六ノ一
五 川口一義外九十九名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四七号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（三
通）

請願者 鹿児島県肝属郡高山町後田元九〇
五 重田憲一外二百九十九名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四八号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 大阪府生野区南生野町五ノ一二八
和田光男外九十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九四九号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 京都府宮津市宇白柏一、二五九
花谷五十一外百五十五名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五〇号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 奈良県生駒郡生駒町南田原 松井
敏夫外百十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五一号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡当麻町兵家 福井
善治郎外五十九名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五二号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 奈良県橿原市膳夫町 吉村元一外
百十八名

紹介議員 樺 繁夫君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五三三号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二
通）

請願者 札幌市東札幌四條二ノ五九 中村
克雄外二百六十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五四号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形市印役町三ノ八ノ二 兼子一
夫外百四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五五号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 札幌市琴似町山ノ手六条七丁目
箭原武志外二百六十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七十一号と同じである。

第二九五六号 昭和四十三年三月十四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山形県米沢市松が岬一ノ二ノ三
北村マサ外百十名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九五七号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 岐阜県美濃市二、〇九九 服部都
雄外九十四名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九五八号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 佐賀市上多布施町一、一八二ノ一
四 久富鶴治外六十四名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九五九号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 奈良市東木辻町二五 九尾文夫外
百十九名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 奈良県橿原市四条町六七ノ二
松本弘文外百十九名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六一号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鹿児島県出水市武本五八〇 下谷
達夫外三百八十六名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六二号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 福岡県八女郡黒木町今一、〇四
四 酒井守外六十六名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六三号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長野県伊那市大字伊那二、一一
四 山村勝四郎外二百十五名

紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六四号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 長野県伊那市大字美簗五二 矢島
康雄外百一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六五号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鹿児島市郡元町一、五〇一 内園
勇雄外百五十三名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六六号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 山口県萩市梅一五九 八道富一外
九十九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六七号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西川田町一、〇〇
〇

二ノ二五 渡辺紀雄外七十五名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二九六八号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字吉野一、一四
五 上条正己外九十九名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第二八五八号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区矢田町六ノ二五 佐
竹三智雄外九十九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二八五九号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区観音町二ノ六〇 風
岡武士外九十九名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二八六〇号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区二番町六ノ二 金
田昇外九十九名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二八六一号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区呼続町七ノ三 蟹江
清司外九十九名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二八六二号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区西日置町五ノ六 栗
田年春外百一名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二八六三号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区千種区下方町五ノ五五
古田留三郎外九十九名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二八六四号 昭和四十三年三月十二日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市勝川町二、三九
八 久米貞一外九十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二九七三号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区桶町喜惣治新田一地
割一 加藤惣市外百一名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二九七四号 昭和四十三年三月十四日受理
地方公務員の定年制制定反対等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町大字梅森字株
山一〇ノ七五八 近藤増美外九
十九名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二九二四号 昭和四十三年三月十四日受理
定年制実施のための地方公務員法改悪反対に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町大字梅森字株
山一〇ノ七五八 近藤増美外九
十九名

請願者 東京都大田区仲六郷二ノ四〇ノ

八 菊池秀子外四十八名

紹介議員 岩間 正男君 春日 正一君

須藤 五郎君 野坂 参三君

定年制を実施するための地方公務員法の改悪をしないようにしたい。

理由

一、定年制は、憲法第二十五条による国民の健康で文化的な最低生活を営む権利を侵し、さらに第二十八条による国民の勤労の権利を奪う憲法違反の制度である。

二、「地方財政の硬直化」を理由に「高給職員の退職」を強要するこの定年制は、人事院勧告すら完全実施しない政府の低賃金政策の一環であり、地方公務員を現在のみならず将来にもわたつて低賃金の状態に押し込め、生活権を脅やかそうとするものである。公務員が安心して職務に専念し、生活することができるよう、大幅賃上げの措置をとるべきである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公営企業法の一部を改正する法律案

(衆)

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律(第十七条第三項及び第二十一条第三項の規定を除く)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く)。
- 二 軌道事業
- 三 自動車運送事業
- 四 地方鉄道事業
- 五 ガス事業

2 この法律(第十七条第二項、第十七条の四及び第二十一条第二項の規定を除く)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ)に適用する。

- 一 工業用水道事業
- 二 電気事業

第三条中「地方公営企業」の下に「(前条第一項及び第二項に掲げる事業をいう。以下同じ)」を加える。

第七条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十七条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条ただし書中「同条同項に掲げる事業」を「同条第一項に掲げる事業又は同条第二項に掲げる事業をそれぞれに」、「二以上の事業を、当該二以上の事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条第一項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入及び第十七条の規定による一般会計からの繰入金をもつて充てなければならない。

3 第二条第二項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(負担) 第十七条の二 地方公営企業の経費で次の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担する。

- 一 国又は地方公共団体の管理に属する施設において地方公営企業が公共のため無償で提供

給付に要する経費

二 国の事務のため又は地方公営企業の本来の業務以外の地方公共団体の事務のため当該地方公営企業の施設又は職員が使用された場合に要する経費

三 国又は地方公共団体の執行する事業のため当該地方公営企業の施設に関する工事の執行を必要とするに至つた場合における当該工事に要する経費

四 前各号に掲げるもののほか、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることがその性質上適当でない経費で政令で定めるもの(国の公共料金抑制政策に伴う国の措置)

第十七条の三 国は、公共料金に関する国の行なう抑制政策について地方公営企業を運営する地方公共団体に対し協力を求める場合において、当該地方公営企業の健全な運営が確保されなければならない。財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

(一般会計からの繰入れ) 第十七条の四 地方公共団体は、第二条第一項に掲げる事業につき、第二十一条第二項に規定する趣旨に基づいて料金を定めたことにより地方公営企業の健全な運営の確保に支障を生ずることとなるような場合、その性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて経費に充てることが困難であると認められるような業務を行なう場合その他公共の福祉の増進のため特に必要がある場合においては、一般会計から第二条第一項に掲げる事業に係る特別会計に繰入れをすることができ。

(地方公共団体の補助) 第十七条の五 地方公共団体は、地方公営企業の施設の建設又は改良を行なう場合及び災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、一般会計又は他の特別会計から当該地方公営企業の特別会計に補助をすることができ。

第十八条第一項中「第十七条の二第一項の規定

によるもののほか、」を削り、「地方公営企業の特別会計」の下に「必要な」を加える。

第十八条の二第一項中「第十七条の二第一項の規定によるもののほか、」を削る。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の料金は、第二条第一項に掲げる事業に係るものについては、原価を基礎とする住民の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払つた妥当なものでなければならない。

3 第一項の料金は、第二条第二項に掲げる事業に係るものについては、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができらるものでなければならない。

第三十四条の二中「第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合」を「第二条第三項の規定により第三条から第六条まで、第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の三、第十七条の五から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで及び附則第二項から第四項まで並びに第十七条第二項、第十七条の四及び第二十一条第一項又は第二十七條第三項及び第二十一条第三項の規定(以下「財務規定等」という)が適用される場合」に改める。

第三十八条第三項中「同一又は類似の職種の」を「並びに」に改め、「当該地方公営企業の経営の状況」を削る。

第三十九条の三第二項中「第十七条の二」の下に「及び第十七条の四」を、「経費の負担」の下に「繰入れ」を加え、同条第三項中「第二項又は」を削る。

第四十五条中「第四十九条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第四十八条中「繰延べ」の下に「及び借換え」を加える。

附則第六項を附則第八項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

(赤字の企業の企業債の特例)

6 赤字の企業を経営する地方公共団体で第四十三条第一項の規定により昭和四十四年三月三十一日までに当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出て第四十九条第二項において準用する第四十四条第一項の規定による財政再建計画の承認を得たものは、昭和四十三年三月三十一日における不良債務又は昭和四十二年度における実質赤字の範囲内における一時借入金、償還及び未払金の支払に充てるため並びに当該財政再建計画の承認のあつた日から当該財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に当該財政再建計画に基づき退職若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を起すことができる。

7 第四十六条、第四十七条及び附則第五項の規定は、前項の企業債について準用する。この場合において、第四十七条中「三分五厘」とあるのは「四分五厘」と、「四分五厘」とあるのは「三分五厘」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(同条に二項を加える改正規定を除く)及び第三十八条第三項の改正規定は昭和四十四年一月一日から、第十七条の三の改正規定、第四十五条の改正規定、第四十八条の改正規定、附則に係る改正規定並びに附則第二条及び附則第四条の規定は公布の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 改正後の地方公営企業法(以下「新法」という)第十七条第一項の規定は、昭和四十四年度の予算及び決算から適用し、第十七条第一項の改正規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法第十七条ただし書の規定により設けられていた特別会計については、昭和四十三年年度に限

り、なお従前の例による。

2 新法第二条第三項に規定する条例の制定は、昭和四十四年四月一日前においても行なうことができる。

(政令への委任)

第三条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(水道法の一部改正)

第四条 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「簡易水道事業を経営しようとする市町村」を「水道施設の新設、増設又は改造を行なう地方公共団体」に、「その水道の新設」を「その新設、増設又は改造」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 地方公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条の規定により同法の規定を適用するものをいう)以外の企業に係る特別会計

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三百六十九億円の見込みである。

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十三日)

一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第三百五十条に次の二項を加える。

2 市町村は、一の納税義務者が所有する固定資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二をこえる場合において、百分の一・七

をこえる税率で当該年度分の固定資産税を課するときは、あらかじめ、文書で、その旨を自治大臣に届け出なければならない。ただし、その所有する固定資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二をこえる納税義務者がいない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつた場合には、当該市町村がその届出に係る税率による税収入を災害その他やむを得ない事情による特別の財政需要に充てる必要があると認められる場合を除くほか、当該届出に係る税率を当該税率から百分の一・七までの間に定めるよう指示することができる。

第七百三条の三第二項中「百分の七十五」を「百分の六十五」に改め、同条第六項中「所得税法第五十七條第一項、第二項又は第三項」を「所得税法第五十七條第一項、第三項又は第四項」に改める。

第七百六条の二第二項中「納期の数で除して得た額」の下に「又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額を加える。」

第四号中正誤

ハシ	段	行	誤	正
五	二	終わり	整備	整理
九	一	抑せ	抑せ	抑せ
三	三	積極的	積極的	積極的
二	二	系路	系路	系路
四	二	財成局	財成局	財成局